

令和3年斜里町議会定例会 12月定例会議 会議録（第1号）

令和3年12月15日（水曜日）

◎議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会議日程について
- 日程第3 議長諸般報告について
- 日程第4 町政報告について
- 日程第5 一般質問

◎出席議員（13名）

1番 今井千春 議員	2番 小暮千秋 議員
3番 久野聖一 議員	4番 山内浩彰 議員
5番 佐々木健佑 議員	6番 木村耕一郎 議員
7番 櫻井あけみ 議員	8番 宮内知英 議員
9番 久保耕一郎 議員	10番 若木雅美 議員
11番 海道徹 議員	12番 須田修一郎 議員
13番 金盛典夫 議員	

◎欠席議員（0名）

◎出席説明員

馬場隆	町長
北雅裕	副町長
岡田秀明	教育長
宮山貢	代表監査委員
増田泰	総務部長
高橋佳宏	民生部長
茂木公司	産業部長
芝尾賢司	国保病院事務部長
馬場龍哉	教育部長
伊藤菜穂子	会計管理者
松井卓哉	企画総務課長
鹿野能準	財政課長
南出康弘	環境課長

鳥居 康人	総務部参事
武山 和人	住民生活課長
玉置 創司	保健福祉課長、新型コロナワクチン接種推進室長
森 高志	水産林務課長
河井 謙	商工観光課長
菊池 勲	生涯学習課長
村上 和志	選挙管理委員会・公平委員会事務局長、監査委員書記

◎議会事務局職員

平田 和司	事務局長
竹川 彰哲	議事係長
鶴巻 美奈	書記

午前10時00分再開

◇ 再開 ◇

●金盛議長 おはようございます。令和3年斜里町議会定例会を再開するにあたりご快諾をいただき、ありがとうございます。

◇ 町民憲章朗唱 ◇

- 金盛議長 開議に先だち、町民憲章の朗唱を行います。
- 平田事務局長 一つ、元気で働き、みんなで豊かなまちをつくりましょう。
- 一つ、きまりを守り、みんなで明るいまちをつくりましょう。
- 一つ、親切をつくし、みんなで平和なまちをつくりましょう。
- 一つ、自然を愛し、みんなで美しいまちをつくりましょう。
- 一つ、文化を高め、みんなで楽しいまちをつくりましょう。

●金盛議長 ここで皆さまにお願いを申し上げます。

新型コロナウイルス感染症は、新たな変異株として、オミクロン株が国内でも発生が確認され、感染の再拡大が懸念されるところであります。このため、本定例会議においては、これまで同様に感染防止対策を継続することとして、議場内でのマスク着用と手指消毒の徹底、さらに十分な換気対策を行なっていくことといたします。

また、質疑及び答弁の際には、明瞭簡潔に行なうようにご協力をお願いいたします

◇ 再開宣告 ◇

●金盛議長 ただ今から、令和3年斜里町議会定例会12月定例会議を再開いたします。直ちに本日の会議を開きます。

◇ 会議録署名議員の指名 ◇

●金盛議長 日程第1、会議録署名議員の指名の指名をいたします。会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、久野議員、山内議員を指名いたします。

◇ 会議日程 ◇

●金盛議長 日程第2、会議日程について、を議題といたします。議会運営委員会から報告を求めます。議会運営委員会佐々木委員長。

●佐々木議会運営委員会委員長 12月定例会議の運営について、12月10日に議会運営委員会を開催しました。一般質問は通告人数6人で、項目は10項目です。

そのほか、議案の件数を勘案するとともに、全員協議会なども予定されていることから、

今、定例会議の日程は、本日12月15日から17日までの3日間とすべきとしたので、ご報告いたします。

●金盛議長 ただ今、議会運営委員会佐々木委員長から報告のとおり、12月定例会議の日程については、本日12月15日から17日までの3日間にするものといたします。

◇ 議長諸般報告 ◇

●金盛議長 日程第3、議長諸般報告をいたします。

令和3年11月臨時会議以降の主な事項については、お手元にお配りしている議長諸般報告書のとおりであります。

なお、報告書については別途保管し、写しを斜里町議会ホームページおよびサイドブッククラウド本棚に掲載いたしますので、ご活用ください。

次に、議会への報告関係についてですが、例月出納検査結果報告書、工事入札結果、斜里町環境報告2020、が提出されておりますので、お手元に配付しております。

以上で、諸般の報告を終わります。

◇ 町政報告 ◇

●金盛議長 日程第4、町政報告を行います。町政報告は町長から。馬場町長。

●馬場町長 はじめに、農作物の生育状況について、ご報告いたします。

お手元に配付している資料1、令和3年度農畜産物生産額見込み調べをご覧いただきたいと思います。

今年の総生産額は資料の最後のページ下段にありますように、農産物と畜産物合計で前年より3億円増の117億9千万円、対前年比2.6%増となりました。

主な作物別の生産状況ですが、まず小麦については、秋まき小麦13.30俵、春まき小麦9.39俵と前年を上回り、小麦全体では、29.4%増の8億9700万円となったところです。

馬鈴薯については、反収は前年を上回る74.45俵となりましたが、ライマン価は前年を若干下回り、種子を合わせた生産額比較では、1.7%減の13億8900万円となったところです。

てん菜については、平均反収で7.4トン、総生産量は前年を上回る19万7千トンとなり、含糖率についても前年並みを確保でき、生産額は6.3%増の22億5100万円となる見込みです。

青果物では、人参の反収が前年を大きく上回ったものの、単価の下落により生産額は前年比46.2%減の6億7千万円となり、玉ねぎについては、生産額で前年を上回る1億6300万円、加工用馬鈴薯については、4億9500万円と前年を下回り、青果物全体では、21.7%減の16億2500万円となる見込みです。

畜産につきましては、牛乳や乳牛個体は前年を上回ったものの、肉牛、豚は前年を下回ったため、畜産物の生産額は前年を1.5%下回る12億5千万円となる見込みです。

今年は風水害はなかったものの、過去にない異常な干ばつにより影響が懸念されたところですが、JAしれとこ斜里や関係機関による営農技術対策と農業者の皆さんの努力により、平年並みの生産額となったことを申し上げ、農畜産物の生産状況についてのご報告いたします。

次に、水産物の漁獲状況についてご報告いたします。

お手元に配付している資料2のとおり、総漁獲量は8223.0トンで、前年対比77.8%、2341.1トンの減、総漁獲金額は50億7159万6千円で、前年対比97.9%、1億949万2千円の減となっています。

主要魚種のさけは、数量が5041.5トン、前年対比89.4%、金額では、41億1036万9千円、前年対比109.7%となっております。

オホーツク東部海域への秋さけの来遊尾数は11%減の予測でしたので、予測どおりではありましたが、ピークがないまま11月19日に終了となったところです。昨年の記録的な不漁をさらに下回る漁獲量となり、残念ながら市町村別の漁獲量については、日本一を達成出来ませんでした。

今後、年末に向けて、刺し網漁業などの操業も続きますが、時化の多い季節でもありますので、事故のない安全操業を願ひまして、水産物の漁獲状況についてのご報告いたします。

次に、観光客の入込状況等について、ご報告いたします。

令和3年度の観光客の入込状況ですが、お手元に配付している資料3のとおり、11月末日現在で、総入込数は約48万6700人、宿泊者数は約16万3200人となっております。宿泊者数は、前年比では11.5%減、一昨年比では55.2%減となっています。

さらに資料4のとおり、4月下旬から6月中旬の第4波の後に、夏期繁忙期の7月下旬から9月下旬にかけて第5波に見舞われ、かつ、昨年と異なりGoToトラベルなどの全国規模の需要喚起策が再開されていないことも強く影響し、観光事業者は昨年以上に厳しい状況に置かれているものと捉えています。

このようなことから、町としても大きな影響を受ける商工観光事業者の支援のため、事業継続給付金による直接支援を延長して実施したほか、クーポン券による飲食・宿泊の地元需要喚起策を進めてきているところです。

現段階では、感染状況がこれまでになく落ちつきをみせていることから、このまま第6波が来ずに年末年始需要や2月から3月の流水観光が活性化し、次年度に向けた需要回復の流れが生まれることを期待していることを申し上げ、観光客の入込状況等についてのご報告いたします。

次に、北洋銀行からの役場派出所の廃止受入要請について、ご報告いたします。

これまでの経過からご説明申し上げますと、平成30年8月、北洋銀行より、マイナス金利等による金融機関の経営環境悪化と人材確保が困難な状況となってきたことなどから、指定金融機関業務の負担軽減を理由に、派出所の経費負担もしくは廃止との要請があり、当町としては、北洋側に強く翻意を促し、北洋銀行を指定金融機関とする他の自治体とも情報交換を密にしてきたところです。

令和2年度から派出所経費の一部負担を開始しましたが、協議を重ねた結果、町の負担額については、近隣自治体の指定金融機関の半分以下に抑えていただいていたところです。

そのような中、本年7月、北洋銀行執行役員である公務金融部長が見えられ、令和4年9月末をもって、全道統一的に自治体の派出所を廃止させていただきたいとの要請がありました。

その後、9月28日付で、同行より派出所廃止が通知文書にて正式に伝えられました。

これは、長引く市場の金利低下や人材不足、新型コロナウイルスの感染拡大など、経営環境や社会情勢の大きな変化に伴い、特に派出所事務に関しては、専門人材の継続的な確保や人件費上昇に伴う事務コストの負担が課題となっており、継続は出来ないとの経営判断によるものと推察されます。

また、このことが全道統一の対応として、ほとんど全ての自治体において受け入れるに至っている現状を鑑み、当町としても残念ではございますが、最終的には受入体制整備はやむを得ないと判断いたしました。

派出所廃止への対応としては、口座振替やコンビニ納付の推進を一層図りつつ、行政サービスの低下とならぬよう当面、自前で専任職員を雇用し、公金収納窓口の配置を継続する考えであることを申し上げ、北洋銀行からの役場派出所の廃止受入要請についてのご報告といたします。

次に、ジャガイモシロシストセンチュウの緊急防疫対策について、ご報告いたします。

まず、緊急防除についてですが、緊急防除方針に基づき、6月中旬に緊急防除区域に指定された町内6地区において対抗植物の播種、その後は除草や野良芋除去などの生育管理が行われ、8月下旬からはすき込みを開始し、9月末には一連の緊急防除を終了いたしました。

その後、10月13日に防除効果確認のための土壌検診が行われ、これには町からも春季土壌検診と同様に職員を派遣し、JAしれとこ斜里とともに調査への協力を行ったところです。

今後についてですが、10月の土壌検診の結果は、来年1月から2月頃に判明する予定であり、来年度も今年度と同様の緊急防除対策を講じていくこととなりますが、町としては、まん延防止対策はもちろんのこと防除対策についても、関係行政機関や農業団体等と引き続き連携しながら取り組んでまいりますことを申し上げ、ジャガイモシロシストセンチュウの緊急防疫対策についてのご報告といたします。

次に、下水道使用料金改定に向けた、その後の取組状況についてご報告いたします。

下水道使用料の改定案につきましては、令和2年度から11年度までの10年間の収支を見込んだ計画を策定し、昨年議会でもご協議させていただいたところでありますが、その後の経過につきましては、広報しやりへの掲載、料金改定案の住民向け並びに事業者・団体向けに説明会を開催し、理解を求めてきたところであります。

まず、住民向けの説明会につきましては、8月4日から8月27日までの期間中、3会場で開催いたしました。全体を通して1名のみのご出席でありました。

また、経営における影響が大きいことから、使用水量が多い事業者や団体に対し、機会を捉え資料を基に説明を行ってきたところであります。

以上の状況を踏まえ、町内各団体から推薦をいただいた13名の委員で構成される公共料金等審議会を10月19日に開催し、現行料金一律20%引き上げ、改定時期を令和4年4月1日とする、2点について私から諮問させていただきましたが、ご審議いただいた結果、同日付で、原案どおりの改定に異議はない旨、答申を受けたところであります。

また、斜里郡3町終末処理事業組合におけるし尿、浄化槽汚泥の処理料金の改定についても、公共料金等審議会にて合わせてご審議いただき、下水道使用料と同様に、原案どおりの改定に異議はない旨の答申をいただいております。

この答申を受け、町としても原案のとおり、下水道使用料金を改定させていただくことで、令和4年3月の定例会議において下水道使用料改定に係る条例改正の議案を提出させていただく予定であることを申し上げ、下水道使用料金改定に向けた、その後の取組状況についてのご報告とし、町政報告といたします。

午前10時18分

◇ 一般質問（海道議員） ◇

●金盛議長 日程第5、一般質問を行います。

一般質問の進め方につきましては、最初は一括質問一括答弁方式で行い、再質問からは質問項目順に一問一答方式で行うことといたします。質問項目の質問が完結した場合は、次の項目に移る旨の発言をお願いします。次の項目に移った場合、先の質問に戻らないことといたします。

なお、質問時間は30分以内といたしますが、時間の計測は、委員席から見て左前方のタイマーに表示しております。お手元に配付しております、一般質問通告一覧の順番により、質問を許します。はじめに、海道議員。

●海道議員 おはようございます。通告に従い、一般質問をさせていただきます。私からは2項目6点について、お伺いをいたします。

1項目め、ごみのポイ捨て条例、この実効性ある内容と機動力のある、その機動力を発揮するためにも、条例を改正すべきではという質問であります。今年も雪の降る季節が到

来してきましたけれども、一方では春になれば、道路わきに、ポイ捨ての空き缶またペットボトル、そして、レジ袋に入ったいろいろなごみが入ったものが散乱している様子が目に映ります。

ポイ捨ては、景観を損ねるだけではなく自然の環境の破壊につながる行為であり、特にビニール、ポリ系のごみは分解されることなく、雨、風などにより川から海へ流れつき環境被害が多発しているという報道が、数多くされています。ポイ捨ては、捨てる場所、また、種類によって、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、軽犯罪法、道路交通法などの法律で規制されています。これは一つの犯罪であります。そういう中において町は、独自施策として条例を定めておりますけれども、この条例は実効性ある条例なのか、また機動力ある条例なのかについて、効果は、なかなか実現していないと考えます。町民憲章にあるように、自然を愛し、みんなで美しいまちをつくるためにも、以下3点についてお伺いいたします。

ごみのポイ捨ての現状を町としてどう認識しているのか。

二つ目、これまでに町がごみのポイ捨て防止対策として、取り組んできた対策はどのようなものか。

三つ目、これからの新たな防止対策として、実効性、機動力ある条例改正を検討すべきでは。

次に2項目め、COP26・観光分野でのグラスゴー宣言署名について、お伺いいたします。斜里町は、世界自然遺産知床の原生的な自然をはじめ、町の自然環境は、多くの野生生物を育むとともに、災害の防止や大気浄化など、生態系や生物多様性の保全など、さまざまな公益的機能を有しております。特に観光では、観光利用集中による自然環境への負担が大きく、問題視されているところでもあります。CO2削減、脱炭素社会を目指し、世界自然遺産に代表される豊かな観光資源の保護と、適正利用の推進、また、さらなる観光国際化へのPRのためにも、以下3点について質問をいたします。

観光分野でのグラスゴー宣言署名について、斜里町はどのように考えられているのか。

2点目、世界自然遺産を持つ斜里町に、署名の参加について呼びかけはあったのか。

3点目、グラスゴー宣言署名について、議論、検討はされたのか。

以上、2項目6点について町長の見解をお伺いします。

●金盛議長 馬場町長。

●馬場町長 海道議員のご質問にお答えいたします。

初めに、1項目めのごみのポイ捨て条例、実効性ある内容と機動力のために条例改正をすべきでは、についてお答えいたします。

まず1点目の、現状のごみのポイ捨てに関する現状認識についてですが、議員ご指摘のとおり、道路脇等へのポイ捨てによるごみの散乱のほか、家庭ごみの意図的な投棄についても、依然根絶には至っておらず、景観はもとより、環境への影響が懸念される現状であ

ると認識しております。

2点目の、これまでに町がごみポイ捨て防止対策として取り組んできた対策についてですが、職員による巡視や、町民や関係機関からの通報に基づき、投棄されたごみの回収と合わせて、投棄物から投棄者を特定出来た場合には、斜里警察署への通報を行うなど、警察機関とも連携して町として毅然とした姿勢で対応しているところです。また、投棄が繰り返される重点監視箇所については、抑止効果を狙った啓発看板や監視カメラの設置についても、進めてまいりました。

さらに、さまざまな場面での啓発活動のほか、町民有志等による清掃活動の際には、ごみ袋の提供や回収したごみの運搬処理を行う等、町民との連携による美化清掃活動を通してポイ捨てしにくい環境づくりにも努めてきたところです。

3点目の、これからの新たな防止対策として、実効性・機動性ある条例改正を検討すべきでは、についてであります。いわゆる斜里町同様のポイ捨ての禁止条例は、全国6割以上の自治体で制定されております。また5割以上の団体が罰則規定を定めていますが、その適用については現実的には人的にも物理的にも困難で、抑止効果は限定的であるのが実情です。

いずれにしましても、ポイ捨て根絶のためには、条例のみに頼ることなく、多面的な対策を実施していくことが必要と考えておりますので、現時点では条例改正については想定していないことを申し上げ、1項目めの答弁といたします。

続いて2項目めのCOP26・観光分野でのCO2削減脱炭素社会を目指して、グラスゴー宣言署名についてお答えいたします。

1点目の、観光分野でのグラスゴー宣言署名について斜里町の考え方についてですが、観光における気候変動対策に関するグラスゴー宣言は、観光セクターが観光分野における気候変動対策を加速し、今後10年間で観光部門での二酸化炭素排出量を半減させ、2050年までに排出量ゼロを達成するための強力な行動に積極的に関わることを目的としています。署名団体は1年以内に観光分野での二酸化炭素排出量の測定、脱炭素、再生、協働、資金調達等を明確化した気候変動対策に関する計画を策定し、計画に沿って取り組みを行い、逐次進捗について公表をすることが求められるものと考えております。

なお、宣言発表段階で世界300団体以上、国内では3団体が署名し、現在もオンラインにて署名が可能です。署名対象は全ての観光セクターで、現時点での国内署名自治体はニセコ町のみであり、国、都道府県の署名もありません。

2点目の、斜里町に署名について呼びかけはあったか、であります。取り組みを進める国連世界観光機構、国際NGO、ワンプラネットネットワーク、あるいは日本政府からの呼びかけ等はございませんでした。

3点目の署名についての議論・検討はされたのか、についてであります。斜里町として、署名についての検討はしておりません。いずれにしましても、日本国として2030

年までに二酸化炭素排出量2013年度比46%減を宣言しており、今後自治体においても、この目標達成に向けた具体的な取り組みを、観光分野に限らず求められることとなっております。斜里町といたしましても、二酸化炭素排出抑制に向けた更なる検討、取り組みを進めてまいりますことを申し上げ、海道議員への答弁といたします。

●金盛議長 海道議員。

●海道議員 それでは再質問をさせていただきます。ポイ捨て条例、斜里町も平成21年の4月から施行され、同年の7月には3万円の過料を科すということで、第13条、これもつけ加えています。私はこのごみの条例を改正すべきではないかというのは、やはり条文を読みますと、これはあくまでも抑制効果ということをやっている。やはり、抑止力とは私は違うと思うのですね。そういう面で非常に弱い条例になっているのかなど。実は日曜日に町民の方から、ごみの不法投棄があったというお話があって、私も現地に行きました。そして、すぐ帰ってきて、日曜日だったのですが役場の職員の方がおられまして、非常にスピーディーに、速やかに、対処していただいたと。すぐに電話して、すぐに処理していただいたと、そういうことに対しては大変ありがたく思っています。

ごみがゼロになるということはありません。やはりこれは町長も答弁の中で、やはり、関係機関、それから町民の皆さん、やはり協力が必要なんだと。私も全くそうだと思うのです。やはり行政だけでは出来ませんよ。やはりみんなで、このごみの問題というのは考えていかなければならないことだと思っています。私はなぜ、この条例を改正すべきだと申し上げたのは、やはり、もっともっと強い抑止力を持つと。これは決して抑え込む、罰金を高くもらう、お金をもらう条例ではないですから。しかし、抑制効果を求めてつくった条例が、ずっと抑制効果があるのかという話ですよ。

しかし、条例を、強く抑止力を持った条例にすれば、この問題が解決すると私は思っていないのです。一つの町の姿勢として、やはりそれは示すべきではないかと。その中で町民の皆さん、それから町内にいる事業者の皆さん、しっかりと協働してもらうということで、私はもうそろそろ、斜里町も腰を上げて、やはりこのごみのポイ捨て、しっかりとどういう対策をとるのか、いろいろとあると思います。考え方を持っていくべきだと思いますけれども、町長の見解を伺います。

●金盛議長 馬場町長。

●馬場町長 海道議員の再質問にお答えしたいと思います。

この条例に抑止の力が足りないというご指摘かなと思いますが、だからといって罰金はたくさん取るのではないのだという意味では、どうすればその抑止効果が出るのかということは伝わっていないのです。このごみの問題、まずいろいろ、どうしてポイ捨てがなされるのか、捨てるのが駄目だと分かっていないのだろうかということでもありますけれども、これ実は、調査した事例があるのです。それからすると、ほとんどの事例は、駄目なことは分かっている、駄目なことは意識している、だけれども人が見ていない、自分の

ところにあると邪魔だ、さまざまな理由でポイ捨てをしてしまっている。ここにどうブレーキをかけるか。そして、それでも掛けられなくて捨てた場合には、先ほどもお話があったようにいかに素早く回収して、きれいな状況を保つか、こういうことでしかないのです。このブレーキ策をどうするかということに尽きてくるのであろうと思いますので、条例をどんな言い方をしたとしても、具体的に効果的なことを、行動するしかない、そういうふうに私は思っています。

条例でそれをうたうことで、全てほとんど言っていますから、ましてやほとんど、半分の自治体がそういうのをやっていますけれども、なかなかその効果が出ていないというのも現実でしょうから、もうちょっと違うアプローチでやっていく必要があるのではないかと思います。

それからたまたま今、前澤さんが宇宙に行って、さまざまなことを、地球とやりとりしてやっていますが、ごみを出さないようにするのが大事なのだということを言っていましたけれども、まさに、いかにごみを、ごみになるものを入れない、そして出さない、そういう生活を一人一人が考えていくことも、ポイ捨ての抑止のためには大事な考え方ではないかなというふうにも思いました。

●金盛議長 海道議員。

●海道議員 今の町長のおっしゃったこと、私もそのとおりでと思うのです。先日、この質問に当たり、町民の方20人ぐらいとお話をしましたけれども、実は、このポイ捨て条例を知っている方、20人誰もいませんでした。偶然だったのだと思うのですけれども。そんな条例あったのか、条例って何だまで言われて、非常に私ショックだったのですけれども、当然ごみのないまちに住みたいですよ、皆さん。

観光分野でも、釣り客のお客さんもそうですけれども、やはり、斜里町は観光客を呼ぶ、来てもらうために、予算を組んで施策を打っている。しかし観光客を呼ぶということは、私は、他方では、ごみも一緒に呼んでくるのかなという考えを持つのです。先日、コンビニへ行きましたら、観光客の方が来まして、偶然、お話が出来ましたけれども、私たちは、買っても投げる場所がないのだよ、袋が。どうしたらいいのだと。ごみステーションに投げてくださいとは言えなかったですけれども、やはり、ごみが出る、大変だ、何とかしよう、当然だと思います、町としては。しかし、そういう人たちを呼び込むということは、他方ではそうやってごみを、消費するわけですからごみは出ますよね。そういうごみが出るのだということをきちんと認識して、やはり私は、町もそして町民の皆さんも、町に住んでいる、事業をやっている事業者さんも、みんなでやはり対策をとる。一つは、やはりみんなで、ごみ箱を置きましょうだとか、私も、隣の土地にごみ箱を置いていますけれども、やはり、投げていくのです。ポイ捨てが減った、事実。だからそういう細かいことですけれども、やはり、一緒になって対策を取る。ごみ行政にも、そういう面での予算もしっかりと組んで、やはり対策を取るべきではないでしょうか。

私はこれ一つ提案したいと思うのですが、これは町だけの責任ではないです。やはりモラルの問題ですから、まずは、個人の。しかしそれがなかなか、やはり効果が出てないと思えば、やはりそういうところはしっかりと対策を考える。我々も、いろいろなことがあれば提案しますよ、しますが、やはり一緒になって、やはりゼロとはならないごみでありますけれども、しっかりと、やるべきではないかなと思いますけれども、もう一度答弁をお願いします。

●金盛議長 馬場町長。

●馬場町長 住民というよりは観光客のお話に移ったようですけれども、観光客にお越しいただけるということは、イコールごみも呼び込むという意味では、消費活動をしてもらうために、私たちは考えている部分もありますから、当然かと思えます。

その中で、観光で来ているから、ぽいぽい捨てて良いかといったらそういうことではありませよ。捨てることで、先ほど条例を知らなかったというお話でちょっとショックですけれども、条例があるなしではなくて、そもそも捨てることがいいかどうかと考えたときに、それがよしと思う人がいることが私は悲しいです、条例を知らないことよりも。そういう意味で啓発的なことはさらにやっていかなければいけないなというふうに思いますし、教育の世界でも、その辺はしっかりとやっていかなければならないというふうにも思います。

そういった中で、観光客の方々の対応について、ごみ箱を置いてはどうかという、あるいはそれを含めた予算化を考えたらどうかということですが、一つは、ごみ箱を置くということが、ポイ捨てにつながらない対策の一つであるのは、そのとおりであります。ただ、これを至るところに置けるかということと、それはまた美観を損ねるということになりますし、予算上の問題もあります。そして、それを回収するのにどうするのかとさまざまトータルで考えていかなければなりませんので、海道議員がおっしゃるように、どういうバランスでそういうことができるのか、さまざまな対策をバランスよくやるのが大事ですので、そういったことを皆さんと一緒に考えていくというのはもう本当にそのとおりだと思いますので、今後もそういう意識を持って、このごみ対策について臨んでいきたいなというふうに思います。

●金盛議長 海道議員。

●海道議員 この問題についても、町民の皆さん、それから、事業者さんもそうです。特に、美化推進員の方々等も含めて取り組んでいる、私は非常に良いことなのだろうと思うのです。今、町長おっしゃったように、あくまでもモラルの問題です。これがなかなか、自分の目の前から消えればいいのだという感覚、投げる人も、ごみを投げたら駄目だとわかっている。しかし、そうならない、非常に矛盾した、結果なのだろうと思うのです。

もう1点だけ、お伺いします。美化の推進地区というのが指定されていますけれども、ここに、ポイ捨て禁止という看板が回収命令違反者は、条例によって罰せられるという、

きちんとした、この地区でも、こういう看板も、やはり地区に限らず、やはり私は全てのところに設置すれとは言わないですけれども、やはりきちんとした、示すということ看板等を含めて、これから考えていかなければならないのかなと思うのですが、最後に、1点だけお伺いします。

●金盛議長 馬場町長。

●馬場町長 おっしゃるように、看板によって、捨てることをちょっと立ち止まると言いますか、意識にブレーキをかけるという意味で、有効な一つだろうというふうに思っております。今おっしゃったように、美化推進地区以外にも、当然そういうのはあっていいのだろうなというふうに思いますので、どのような場所に、これで美観を損ねてもまた困りますので、その辺もやはりバランスだと思いますが、どこにするのがいいのか、基本的には、多く捨てられているところを意識しながら、そういうところを選んでいるのも事実でございますので、これまでの経過も踏まえながら、検討をしていきながら、看板設置も考えていきたいと思っております。

●金盛議長 海道議員。

●海道議員 最後に団体含めて事業者さん、特に私はどこの事業者さんとは言いませんけれども、今年の春も、その従業員さんが朝の7時から皆さん来られて、6人ぐらいでしたけれども、これは外部の事業者さんです。町の中をみんなで清掃してくれている、本当にありがたい話であります。お礼も申し上げましたけれども、やはりその人たちも、何でこんなにゴミが落ちているのだろうというお話もされておりました。ですからしっかりと、我々も含めて、しっかりと、このごみ問題というのは考えていかなければならないと思っております。

次の質問に移ります。これは非常に大きな問題だと思っております。問題というか、宣言、また署名、1点目、2点目、3点目、全て合わせてお伺いしたいのですが、確かに、非常にこれを証明することによってハードルが高いですね。

やはり、なかなかそこに踏み込んでいけないのかなというのは、私は認識しております。ただやはり世界自然遺産、やはりこういう玄関口であるし斜里町のものである、また北海道、これは日本、世界の遺産でありますよね。そういう自然遺産、環境保全も含めて守ると一つの姿勢といいますか、やはりこれからは必要なのだろうなど。特に総合計画にも載っていますイメージ戦略ということも含めて、しっかりとこれからのコロナ禍がいつか、なかなか先は見えないですけれども、新しいまた感染ということも聞こえてきます。そういう中においても、やはり観光分野というのはきちんとした、3本の柱の基幹産業でありますから、やはり国内または国外に向けても、しっかりとそういう斜里町の姿勢というものはあっていいのかなという思いで質問をさせていただきました。

非常にこれSDGs、この取り組み、またカーボンニュートラル、私はこれは重要な結びつきがあるのだと思うのです。別に全く別物ではないと思っております。しっかりと環境

自治体の責任も含めて、これからもこういうことを含めて、検討、また、考え方を持っていくべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

●金盛議長 馬場町長。

●馬場町長 グラスゴー宣言に署名することで、町の姿勢を表すという一つの考え方があるかなというふうに思いますけれども、先ほど答弁もしましたように、観光分野のこれをすればいいということではなくて、全体の中でいかに炭素を減らしていくか、そのための具体的な取り組みをやっていかなければならないということが私たちに課せられているというふうに思っています。

具体的に何がどうできるのだと。46%を目指すためになかなか難しいのです、これは。まさに今、職員にも何ができると。ゼロカーボンシティの宣言という問題もありますし、ただ宣言すればいいというわけではありませんので、具体的なことをどれだけ計画の中に盛り込んで実行できるかということが、まず大きいのではないかとこのように思っております。ですから、このグラスゴー宣言に署名することにこだわる必要はないのではないかと私は一つ思っているということ。

もう一つ観光の面では、いわゆる持続可能な観光、SDGs、ここを意識した持続可能な観光というのは、日本政府観光局もそういうことで掲げて、実際に動いております。ですからそれを受けて、具体的にこれもどういうことが持続可能な観光なのかということをしつかりと確認をしながら、そして目指す取り組みを定めながらやっていくことが、まさに求められておりますので、観光分野に限ってということであれば、そういうことで、私は、これからさらに、自然を守るというか大事にしながら、生かすという基本的な精神があるのですけれども、それとともにサステナブルな、持続可能な観光ということをしつかりやっていかなければならない。それが、いわゆるコロナ後の観光として、より求められていくことだろうというふうに思っているところです。

●金盛議長 これで、海道議員の一般質問を終結いたします。

午前10時49分

◇ 一般質問（小暮議員） ◇

●金盛議長 次に、小暮議員。

●小暮議員 私からは、1項目、2点質問いたします。

町民を巻き込んだ新たにごみゼロキャンペーンをしませんか？

昨年から続くコロナ禍の影響か、道路沿いや町中のポイ捨てごみが増えています。斜里町では、これまで自治会連合会が主催する「春のごみゼロ運動」や「前浜清掃」などを通じ、ポイ捨てごみのない、きれいなまちを目指し実践をされてきました。

それにより、町民のごみに対する意識は決して低いものではなく、最近では自主的にごみ拾いをされている姿を目にすることが多くなってきています。例えば、斜里高校では、

この2年間「環境ゼミ」でゴミ拾いを行い、内容の分析や考察をしています。また、環境問題に高い意識を持って海岸清掃に取り組む若い世代の団体や、従来の活動に加えて町中のごみ拾いを実施する団体もあります。これ以外にも、さまざまな団体、そして個人が自主的にゴミ拾いを行うなど、今、町民のごみに対する意識は非常に高いと言えます。

この機を捉え、町民みんなでポイ捨てごみのないきれいなまちを維持するための新たな取り組みをしては、と考えますことから、以下2点質問いたします。

1、個人でも日常的に取り組める新たなごみゼロキャンペーンを始めては？例えば、ステッカーなどを作り、町全体でポイ捨てごみを防ぐような対策をしては。

2、健康ポイントにウォーキングやジョギングをしながらのごみ拾い「プロギング」の項目を増やしては？

以上、1項目、2点質問いたします。

●金盛議長 馬場町長。

●馬場町長 小暮議員の、町民を巻き込んだ新たなごみゼロキャンペーンをしませんか？について、お答えいたします。

まず1点目の、個人でも日常的に取り組める新たなごみゼロキャンペーンを始めては？についてお答えいたします。

海道議員の一般質問でも答弁させていただきましたが、ポイ捨て防止対策として特効薬となる対策はないと考えます。さまざまな対策を組み合わせを行い、実効性を高めていくことが重要かと思っておりますので、議員からご提案いただいたキャンペーン実施や、ステッカー作成等のアイデアも含め、今後も工夫を重ねていく所存であることを申し上げ、1点目の答弁といたします。

次に2点目の、健康ポイントにウォーキングやジョギングをしながらのごみ拾い「プロギング」の項目を増やしては？についてお答えいたします。

プロギングは、ジョギングやウォーキングをしながらごみ拾いを行うスウェーデン発祥の新しいスポーツで、近隣では根室における市民有志によって企画実施され、新聞報道されました。

プロギングに限らず、新たな視点での取り組みも含め、既成概念にとらわれることなく、さまざまな手段を検討することは確かに必要です。繰り返しとなりますが、今回ご提案いただいたアイデアも参考とさせていただきながら、具体的手法を検討する考えであることを申し上げ、小暮議員への答弁といたします。

●金盛議長 小暮議員。

●小暮議員 再質問をさせていただきます。まず1点目の、個人でも日常的に取り組める新たなごみゼロキャンペーンの具体的な案として、一つ提案をさせていただきました。ステッカー、これあくまで1例として提案をしたわけなのですが、知床ナンバーも随分増えてきて、町中でも大変見かけるようになりました。

そこで例えば、さらにごみ捨てを防止するようなステッカーなどが車にもし張っていたら、すごく斜里町のイメージアップにもなりますし、抑止力という点からも、なかなか効果があるのではないかなという思いで提案いたしました。ぜひこれは具体的な検討に入っていただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

●金盛議長 馬場町長。

●馬場町長 車で移動することが多い地方ですし、観光のお客様も、車をご利用のお客さんも増えている現状を考えたときに、以前、ゆっくり走ろう北海道だとか、さまざま運転しながら座席の後ろにステッカーを張って、いろいろな発信をしているのを今、思い出しながら聞いていましたけれども、まさにそういった意味で一定の効果が見込めるのではないかなというふうにも思います。それでこういうステッカーを含めて、どんなことをすると、より一人一人に響いていくのか、届いていくのか、そういうことをしっかり研究をしながら、できるだけ早く取り組んでいきたいなというふうに思います。

●馬場町長 小暮議員。

●小暮議員 ぜひ、手法はいろいろあると思いますが検討していただきたいと思います。

別の質問なのですけれども、個人でごみ拾いをされている方、すごく増えてきていると思うのです。そうしたときに、私も拾ったりするのですけれども、始末に困るといいますか、非常に汚れがひどくて、資源ごみにはならないであろう缶ですとか、ペットボトルなんかも拾うわけです。自治会のごみ拾いなんかですと、袋も提供していただいていますし、こういうごみはこういうふうには、こっちのごみに入れてくださいなんていうことを仕分けしますよね。

ですが、個人で拾った場合に、拾いましたけれども、なかなかこの汚れを家で洗うのか、どうするのかなんていうときに、私が伺ったのは、余りに汚れがひどいものは一般ごみですとか、燃えないごみで出してくださいなんていうふうには伺いましたけれども、これを知らない町民の方も多いのではないかと思いますことから、一度そうしたことを、広報などを通じて周知してはどうかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

●金盛議長 馬場町長。

●馬場町長 本当に善意でごみを拾ったときに、ほとんど捨ててあるものですから、資源ごみといえども、きれいな状況ではないということがほとんどだろうかなというふうに思います。これについては、一般であってもその他プラであっても、汚れた状態で出されては困るということで、それはあくまで一般ごみということ、ご説明もこれまでしてきたつもりでありますけれども、もちろん汚さないで分別をして出していただくのが一番なのですけれども、そうでない場合で汚れた場合は、取りようもないという部分もあるでしょうから、そういう場合は一般ごみで仕分ける、こういう基本の部分を変えてお伝えすることは大事なかなというふうに思いますので、どの手段で、どのタイミングでというのがありますけれども、しっかりと、この機会に考えていきたいと思っています。

●馬場町長 小暮議員。

●小暮議員 二つ目のプロギングについて、まだ聞きなれない言葉で、私も言い慣れないのですけれども、このウォーキングやジョギングをしながら、ごみ拾いをというのは、既にウォーキングをされている方も、歩きながらごみ拾いしているよという声をたくさん聞くのです、姿も目にしております。これ、すごくいい取り組みで、先ほど海道議員の質問でもありましたけれども、行政の方が、ごみがあったときに回収に向かう、本当に大変だと思います。もし、大がかりなものではなく、ささやかなものであれば、町民の力を借りて、ごみ拾いを積極的にしていただく。これを町の何か独自のネーミングをつけてもいいと思いますし、健康づくりとごみ拾いをつなげていくというような取り組み、これ、できればいいのではないかと思います、町長はいかがお考えですか。

●金盛議長 答弁保留のまま、昼食休憩といたします。失礼しました。答弁保留のまま、暫時休憩といたします。再開を11時15分といたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時15分

●金盛議長 休憩を解き、会議を開きます。保留中の答弁から、馬場町長。

●馬場町長 小暮議員からは、こういうプロギングのよい点を、ぜひまだ知らないでしょうから、町民に呼びかけてはということだろうというふうに思います。私自身も今回ご紹介をいただいたプロギングですが、実はいつだったかはっきり記憶していませんが、北海道新聞のひと欄に、これを始めた常田英一朗さんの紹介があったのです。スクラップだけして、それで忘れていたという状況なので、改めて思い出したのですけれども、本当に個人が目に見える形で、環境問題に取り組むのは、ごみ拾いが一番なのだ、簡単なのだというようなお話をされておまして、1年弱で100回以上のイベントも開かれたと、昨年ですが。そんな記事が載っておりました。それなりの意義がありますので、知らない人にはせっかくこういうアイデアがあるわけですから、何らかの形でお伝えするような工夫をしていきたいなと思います。

また一方、実際やっていないのでわかりませんが、ジョギングにしても、ウォーキングにしても、ごみを拾っていないと、やることをやっていないのではないかと、変な縛りといいますか、そういうことになっては、ちょっと嫌らしくなりますので、そういう部分で、押し付け的にやっては駄目なのだろうというふうに思いますので、その辺も気をつけながら、こういういい取り組みがあることをお知らせはしていきたいなというふうに思います。

●金盛議長 小暮議員。

●小暮議員 押しつけがましくならない、これ、とても大事なことだと思います。

どんなことですが、いいことも、やはり強制されてやるのでは、すごくつまらない気持ちになります。自発的な気持ちを本当に後押しするような形で、ぜひ何か実効的なことを、提案出来たらいいなというふうに思って今回したわけなのです。

健康ポイントなのですけれども、今現在のウォーキングアプリを入れてというのは非常に町民の方が楽しく取り組んでおられるという声を聞いております。先日も伺ったのは、日頃歩いている方が、今日歩いていないと心配になるのです、なんていうふうに思わぬところで見守り効果といいますか、町民同士の連携、そうしたことも生まれている。これ非常にいいことだと思っておりますことから、ごみ拾いに関わっても、ぜひ町民の横のつながり、そうしたものを大事にしていかれてはどうかというふうに思っております。

最後になりますけれども、コロナ禍で2年も続きまして、町民の方は非常に疲弊されております。経済的な支援、これはとても大事ですけれども、何か明るい気持ちで前向きに取り組める、そうしたことも私は大事なのではないかなと思っております。ごみ拾いを通じて、町民の方が自分にも、町のためにできることがある、一つ拾えば一つだけきれいになる。この思いで、みんなで何か取り組めることというのを、それを町の姿勢として、ぜひ馬場町長から、町民の皆さんに発信していただきたいと思っておりますがいかがでしょうか。

●金盛議長 馬場町長。

●馬場町長 せっかくのこのアイデア、新しい試みですよ。その良い点をしっかりお伝えするという事は、ぜひやっていきたいというふうに思いますが、一方、このプロギングを紹介した常田さんが最後におっしゃっていたのですけれども、まさに、上から目線で論じては駄目だと。誰でもやりなさいというのは、駄目だよということが1点と、もう一つは、構えて、地球のために街をきれいにだとかということではなくて、自分のために楽しもうと、こういうことがとても大事なのだよというお話もされていますので、あまり言い過ぎてしまうと、自分のために楽しむという部分が、ちょっと脇にいつてしまうとまずいので、その辺を、さまざまなこういう取り組み、あまり、難しく考えなくてというか、気軽にこれを楽しみながら、結果的に街の美化につながるということ、さらりとうまく表現をしながらあるのかなあというふうに思っていますので、せっかくのこういう、取り組みがあるということをお伝えすることは、意義はあるのではないかなというふうに思うところです。

●金盛議長 これで、小暮議員の一般質問を終結いたします。次に、今井議員。

午前11時20分

◇ 一般質問（今井議員） ◇

●今井議員 私からも1点だけ、先の海道議員、また小暮議員と重複する部分があるかなというふうに思いますが、私の視点で一般質問をさせていただきます。

表題は今こそ「ポイ捨て禁止キャンペーン」を実施すべきではないか。

平成21年4月から、斜里町ポイ捨て禁止条例が施行されているにも関わらず、近年、ますますごみ捨てに対し、マナー違反が著しく見受けられます。ご承知のとおり、ここ数年にわたり、各団体が率先して、ごみ拾いにご尽力されているのが現状です。このままの状態であれば、世界自然遺産を有する我が町としては、景観を損なうものであり、いかなものかと危惧せざるを得ません。

道路海岸等にごみを捨てる行為は、不法投棄等と同等と考えるべきであり、ポイ捨て禁止キャンペーンを実施し、対策を講じなければならないと考えます。早急に環境整備費の予算化を図り、特にごみが散乱している場所等には監視カメラを設置したり、さらには通報システムの構築、ごみ袋無料配布キャンペーン、さらに立て看板、ステッカー作成などの対策が必要ではないかと考えます。

さらに、観光シーズン、釣りシーズンには、広報車による巡回など方法論はいくらでもあるのではないかと考えます。

以上、町長の所見を伺います。

●金盛議長 馬場町長。

●馬場町長 今井議員の、今こそ「ポイ捨て禁止キャンペーン」を実施すべきではないか！についてお答えいたします。

海道議員のご質問に対する答弁の繰り返しとなりますが、町としても道路・海岸等にごみを捨てる行為は、不法投棄と同様に捉えており、身元等が割り出せた場合には、警察へ通報するなど、厳正に対処しているところです。

対策につきましても、議員ご指摘の監視カメラの設置や、町民や関係機関からの通報受付とその対応、清掃活動に取り組む団体への公共ごみ袋の配布、特に投棄の多い個所等への看板設置、職員の巡視等には既に取り組んできたところです。

これらの対策を行っても、状況が顕著な改善につながっていない現状であることは認識しているところですが、限られた人員と予算の中で担当職員も通報の都度、対応に奔走している現実もご理解いただきたく存じます。

いずれにしましても、本議会において、議員の皆様からいただいたアイデアも参考とさせていただきますながら対応してまいりますことを申し上げ、今井議員への答弁といたします。

●金盛議長 今井議員。

●今井議員 町長、これは昔から本当に悩ましい問題なのです。私も若いときというか、20代のときに、観光協会の事務局を預かった、そこにいたときがありました。やはり当初から、観光客がどんどん年々増えてきてまして、ウトロ自治会だとか、そのときに漁師の方々からも、観光客がごみ捨てていくのだよと。観光協会何とかしろ、みたいなことも言われまして、そのときに、振り返ってみますと、もう45、46年前です。ウトロ自治会がゴミ護美大作戦、それこそ自治会をあげて1日、行政、漁師さんにも力を借りながら、

ウトロのごみ清掃に当たったことを今でも思い出しますが、いずれにしてもうこれはいたちごっこかなというふうに思います。

私は、町がいろいろな対策をしているということも承知しています。今年もある団体に参加して、前浜清掃も1時間ぐらいしたのですが、ありますね、本当に。もう、いろいろな団体さんが一生懸命やっていたのだけれども、次から次へとやはりシーズンですよ、観光シーズン、または釣りシーズンなのです。いろいろなアイデアも私こういう方法かな、ああいう方法かな、なんていうふうに考えているのですけれども、ちまちました立て看板だとか、そういうふうにやるのも、適材適所に置くのも方法かなというふうに思うのですけれども、町の中の清掃は、住んでいる我々がみんな、自治会または班の組織のもとで美化清掃していくのは本当に、協力し合ってやっていかなければいけないことかなというふうに思います。

ただそれにプラス、やはり人口増、観光客ですから、あんまりそういう町のことを考えずにぼんぼんと捨てていってしまうのかなというふうに思うのです。そこで、やはり人間の心理として、聞かされるよりも見せるというか、目で訴えるという、これ人間の心理ではないのですけれども、聞くよりも目で訴えられたほうが強く印象に残るのです。ですから、斜里町に観光客が、町外の人も入ってきますよと。そうした場合に斜里町は町民が一生懸命清掃、美化運動しています。きれいにしています。そしたら今度はその先ですよ。そうすると、そこに大きなやはり立て看板、今、知床は、玄関口でもいいですよ、3号道路の。ですからそういうところに大きな看板、ポイ捨てではわからないからごみを頭につけて、ごみポイ捨て禁止ですよ、このキャンペーンをやるべきではないか。そしてその次どこですか、一番多いのは。今のところ釣り客が多いのは遠音別です、遠音別川。あそこにも大々的に、建てることも必要だ。それから先に行くと、今度はウトロのトンネルです。トンネルはトンネルの手前に、ウトロに入る手前に、やはり大きな看板で、横断幕でも何でもいいです。目で訴えるようなことをしていかないと、やはり皆さん守ってくれないのかな、そんなふうに思うのです。

各団体に、町長の回答の中にありましたけれども、公共のごみ袋も配布しています、私が意図している部分、これは、どうせ、町職員も本当にいつも大変だなというふうに思うのですけれども、特に釣り客のところには、どうせ巡回というか巡視しているのですから、ごみ袋を提供していくぐらいの、どうですか、土曜、日曜あたりが一番多いのかな。だから何かステッカーだとか、そういうチラシだとか、一緒になったものの配布のキャンペーンをするだとか、もう条例をつくってから何年ですか、12年ぐらい経つのですか。もうこれでもか、これでもかとやっても、全然収まるとは私は思いません。延々にこのごみ本体が続くというふうに思うのですけれども、やはり少しでも意識というか、住んでいる我々は、当然ながらも町外から入ってくる人たちにも、やはり少しでも斜里町、また知床自然遺産、やはりきれいにしなければいけないのだ。昔やっていたごみ持ち帰り運動、こ

れも必要なのだなど、やはり意識させていく、そういうことが私は必要ではないのかな、そんなふうに思いますが、いかがでしょうか。

●金盛議長 馬場町長。

●馬場町長 なかなか、実効性が上がらないといえますか、根絶が出来ないというのが、このごみの問題の、実情だというふうに私は捉えております。どうやって、それをなくすかということで、一つは観光客を対象にごみが一番出そうな、例えばウトロまた遠音別、トンネル、大きな看板でというお話でしたけれども、伝えることはそれで目を引いて伝えられるのですが、先ほど海道議員のときにもお話しましたが、ほとんどの人はごみを捨てたら駄目だという意識を持っていて、捨てているということなのです。だからそう思っているけれども、そういう行動に移さないために何をしたらいいかということ、やはり私が考えていかなければならないことかなというふうに思っています。

実は先ほど紹介した中で、ごみのポイ捨てを抑止するために研究されている方の資料がありました、その中で一般的な対策としては、清掃活動、ごみ箱の設置、ポイ捨て禁止の看板、張り紙の設置、罰金や取締り、こういったものを我々はやっているのですけれども、これがまず有効であろうと、それでもということが今なのです。それに加えて、これは今のは直接的な対策なのですが、間接的な対策としては、きれいな環境ではポイ捨てしにくくなると。だから花壇を設置して、きれいな環境を見せて、捨て難くする。

もう一つ、これはなかなかありかなというもののなのですが、他人の存在、他者の存在によって、悪いことを抑止する。それに代わるものとして言われているのは、先ほど目を引くという話をしましたが、まさに、目のイラストをある程度のところに出すことによって、見られているという意識を喚起させるということも一つの要素ですよというお話がありました。それは、人の目、直接、実際の目ではないけれども、目を感じさせる実証実験をやったのも出ていましたけれども、それも一つありかなというふうに思っています。

そういう意味で看板、あるいはキャンペーン、いろいろそれはあるのでしょうけれども、具体的なものがないとキャンペーンも伝わってきませんので、どんなキャンペーンがいいのか。例えばごみポイ捨て禁止キャンペーンをやっているのですよと言っても、毎度毎度やるわけにはいかないのです。やはり一定の期間を定めながらやることだからこそ、効果があるというふうに思いますので、そういう具体的なものは、やはりしっかりと検討していかなければならないなというふうに思っています。

釣り客のごみ、これは本当に悩ましい課題でありまして、そのためにごみ袋を渡してはどうかというご提案ですけれども、これについては、ごみ袋を渡してもそれを捨てられては意味がないわけです。そういうトータルの仕組みを考えながら、やらなければなりませんので、その辺も踏まえながら、どうすることがより抑止効果があるのか、これを突き詰めていく必要があるなというふうに思っております。

●金盛議長 今井議員。

●今井議員　そうですね町長、私もいろいろな町へ行って、結構お花できれいに飾っている町があるではないですか。国道沿いにも、ちょっと脇道にも。そしたらそういうところにそのままごみなんか捨てるなんて、これは罰が当たるぞみたいな感じで思われるではないですか、人間として。だから、ごみを捨てては駄目なのだというふうに思っているにも関わらず、今度は捨てさせないためにどうしたらいいかなということをやはり考えなければいけないというふうに思うのです。だからそこら辺を、やはり行政、いろいろな各団体も今のところ協力してくれていますから、それも含めて、これやっても駄目なのだよな、あれやっても駄目なのだよなということではなくて、少しでも減らす。これ、ごみは絶対なくなるというのは私もわかっています、ずっと。だけれどもこんなに減ったな。それから斜里町に行ったらごみが落ちていないわ。自然遺産に行ったらますますきれいできれいで、いやあ、これは空き缶なんて、そこに辺に飲んだ缶を捨てられないわという形のことを、やはり見せつけるというか、訴えていくというか、そういうことのキャンペーンというか、みんなで各団体とも協力し合いながら、やっていったほうがいいのかないかなというふうに思いますが、その辺はいかがですか。

●金盛議長　馬場町長。

●馬場町長　おっしゃるとおり本当に少しでも減らす。なかなか一気に、全く見えなくなったというのは、難しいと思います。少しでも減らすという意識を持って、やれることを一つ一つやっていくということが本当に大事ななというふうに思います。

それから、斜里町はごみが落ちていないね。世界遺産の知床はきれいだねというふうに見せつけるというお話がありましたけれども、街の中で言いますと、友好都市の弘前市の皆さんからよく言われるのです。きれいなまちだねと。弘前も十分きれいだと思うのですが、そういうことを言われるのです。そうすると本当に私たちもうれしくなるから、汚くすると言ったら変ですけれども、そういう行動はやはり出来なくなる。そういういい循環をするような持っていき方もあるのかなというふうに思っています。

キャンペーンというのはなかなかイメージ的に難しいのですけれども、少なくとも、このようにごみに対する対策、これをしっかりしなさいということ、それからポイ捨て条例が十分認知されていない。ポイ捨て条例どころか、ごみを捨てることは法律違反だと。このこと自体も理解されていないのかもしれないのです。そういうことを改めて、こうやって何人かの皆さんにご指摘を受けながら、アイデアをいただきながらやっていますので、そういうことを、やはり強く訴えかける機会を、何らかの形で広報だとか、チラシがいいのか、そこは考え方なのですが、そういうことに取り組む必要があるかなというふうに思うところでございます。

●馬場町長　今井議員。

●今井議員　観光客が来たから、全部が全部ごみをポイポイ捨てて行っているのかといったら、全然違いますから。特に観光バス関係は、ガイドさんが観光バスの会社が常にごみ

袋だとか、あるときはこの袋に入れてくださいと、団体の場合は、そういうふうにお客さんに頼んでというか、しているみたいなのですが。もう極端なことを言ったら、個人で旅行に来られる方、それから、釣り客ですよ、はっきり言って。だからそこら辺の対策をどうするかなのです。だから交通安全啓蒙ではありませんけれども、それに合わせながら、足りないかもしれませんけれども、やはりパンフレット、ごみ袋をやって、ごみも持ち帰ってくださいだとか。極端なことを言ったらこの先知床へ行ったら、ごみ箱は全然ないのですよ、みたいなね。何か極端なこと言ったら、そういうような対策も必要でないのかな、そんなふうに思います。

最後に、やはりそこら辺のトータル的に、いろいろなことを質問しましたが、町としてもう一度、対策というか姿勢をもう一度聞かせていただければ、これで終わります。

●金盛議長 馬場町長。

●馬場町長 今井議員がおっしゃったように、本当にいろいろな手を、これ一つが特効薬だとか、決定打ということはないと思っています。そういう意味でいろいろな対策を組み合わせながらやっていくことが大事でありまして、まさにトータルに考えて、何をどのようにとということが、私たちに求められていることだというふうに思っております。

おっしゃられたように捨てている人は一部の人なのです。ほとんどの人は捨ててはいないのですが、一部の人がいるということがある。その一部の人にどうやって届けるか、駄目なのだということを知って行動に移さないように留めるかということが課題なのです。先ほど目のお話もしましたが、このポイ捨て条例でも、みんなが監視員なのですよ。町民みんながという呼びかけも行わせていただいていますけれども、まさに今、1万1000人の町民ですけれども、2万2000の目が見ているのだというような感じで、いつも見られているという意識につなげていくことも大事なかなというふうに思いますので、それは一つのアイデアというか呼びかけですけれども、さまざまな考えられることを、うまく組み合わせて訴えていくことが、今後とも大事だろうというふうに思っております。

●金盛議長 これで、今井議員の一般質問を終結いたします。

午前11時42分

◇ 一般質問（櫻井議員） ◇

●金盛議長 次に、櫻井議員。

●櫻井議員 私は通告に従い、大きく二つの項目に関して一般質問を行います。

1項目めは、観光客のごみを対象とした取り組み。「環境自治体」を名乗る町として、現実的なルールを作って対応すべきではないでしょうか。それが、知床の価値向上のためにも、という部分から質問させていただきます。

以前、2019年6月にも、観光客のごみ持ち帰りについては、なかなか非現実的な対

応を知床として求めるのはいかかなものかという趣旨の質問をさせていただきました。

今回は、先に同僚議員の一般質問が続きました。ごみのポイ捨てに関係するさまざまな提案や考え方の視点、そして町の取り組みについての質疑です。私も、彼らと同じ気持ちですし、これからの提案や提言の内容に大きく関わることと捉えながら、質問をさせていただきます。

知床の観光客、宿泊客は7割以上が道外の方々と連泊の方が多なことなどから、観光中のごみを持ち帰るということは、ほぼ不可能な状態であります。ではそのごみは、どこかが誰かがその役を担っているはずですし、もしかしたらそれは、道路にポイ捨てされる、あるいは駐車場に置き去りにされることにつながっているかもしれません。それでも、日本中の多くの観光地では、このようなごみの諸問題の中、一番簡単で、一見、道理に合っているように使われる言葉が、持ち帰りだと私は思っております。もちろん、全ての観光客にとって、当てはまるものではありませんし、実際に、多くの方がそのまま自分の車に積んで持ち帰るというお話を多々聞いています。

しかし、先ほど申しましたように、今後、宿泊客からの宿泊税などが徴収実施される予定でもあります。そして、その実施に合わせて、観光客が宿泊先では、斜里町のルールに従い、しっかりと分別によりごみを捨てられる取り組み、また、観光施設内にも同様の取組を実施して、斜里町で目指すリサイクル率の決定向上に、観光の方にも協力してもらう。ごみゼロミッションを展開していく取り組み、これを町で検討してはいかがでしょうか、と思っています。知床に来て、知床の自然環境全体の取り組みに寄与できることが、一つの知床に来る価値になるような、世界自然遺産の保全、地球環境の保全に対する一役を担う。自分もその役割を担っているのだという部分を、今後、宿泊施設、観光施設、商業施設全体で、町内で取り組めるようなプロジェクトを考えていきませんか。

今、声高にSDGsが広く浸透している今だからこそ、国民の皆さん、そして観光客の中にも、この意味をしっかりと、心に持っている方が多くなると私は思っています。その方々が、知床の生態系のサイクルに大きな影響を及ぼしかねないごみの問題に、知床だからこそ、取り組むべき対応と私は考えます。環境保全と観光推進の先進的な事例とPRにもつながる可能性も視野に入れ、町長のお考えと見解を伺います。

2項目めは、コロナの影響で落ち込んだ知床観光の底上げに、行政が取り組むべき役割は何でしょうか。変化している観光形態の中、集客需要促進に、町ができることは何でしょうか。このことについて、質問させていただきます。

2015年に町が計画をつくった観光振興計画は、半ばを過ぎました。これまでも、毎年のように知床の観光振興に関わる質問を、ずっとさせていただいています。先の町政報告にもありましたように、観光客の落ち込みは本当に大きなものがあります。もはや、前年度対比ではなく、2019年度対比の数字を見ると、本当に今後の行く末が心配でなりません。そうした中、多くの観光事業者は、公的な支援を受けながらも、事業持続のため

に、さまざまな対応を行い頑張っています。また、国のコロナ支援事業に対しても、町は厳しい対応の中、その事業の中、本当に的確に支援配分を、これまで実施されてきました。

まだ、今後のコロナ感染動向について、不安定な部分はあるものの、知床観光の課題に向けて町は、今後、待ったなしに取り組む必要があります。全国的な観光事業や観光地の動きを見れば分かるように、早急に、知床観光の環境を盤石にしていくことが求められています。行政がやるべきこと、来年度に向けてのその対応に関し、具体的にどのような取り組みをお考えでしょうか、伺います。

●金盛議長 馬場町長。

●馬場町長 櫻井議員のご質問にお答えいたします。

はじめに1項目めの、観光客のごみを対象とした取り組み「環境自治体」を名乗る町として、現実的なルールをつくって対応すべきでは？知床の価値向上のためにも考えるべきでは？についてお答えいたします。

以前同様のご質問をいただいた際に、答弁させていただいておりますが、ごみの問題に関しては、性善説だけでは制度設計出来ないものであります。よって、観光客からのごみ引き取りに関しての現実的な対応としては、持ち帰りを原則としつつ、道の駅における対面での有償引き取りを実施している現状を答弁させていただきました。なお現在は、道の駅に加え、知床自然センターと知床世界遺産センターの2施設についても引き取りを実施しているところです。

現在の持ち帰り原則から、引き取り前提に大きく方針転換した場合、引き取りを観光客に限定することは困難で、町内外の家庭、事業者からのごみも含めて引き取らざるを得ないものとなり、現在の一般廃棄物の収集、運搬、処理の仕組みを根底から覆すことにもなりかねません。

また、有償引き取りを前提とした場合、新たに発生する引き取り運搬に係る経費を具体的にどのように負担していただくかという課題が生じる上、有償の場合、費用負担を逃れるため、結果的にポイ捨て、不法投棄の増加につながる恐れもあります。一方、費用負担を排出者に求めない場合は、町民が負担することになることから、当然議論が必要となります。また、今後導入を検討しております宿泊税を財源にごみ引き取りを行う場合、日帰り客からの引き取りは行わないのか、否かという点も課題となります。

さらに費用面のみならず清掃業務等の人材確保が年々困難となっており、ごみ箱設置や引き取りを実施している観光地では、人材確保に苦慮するケースも聞き及ぶところです。

いずれにしましても、持ち帰り原則から引き取りへの方針転換は、分別の徹底や、リサイクル率の向上、ポイ捨ての減少につながるとは必ずしも言えないことから、方針転換するには、十分な議論と、議員ご指摘のとおり、全体で取り組めるようなプロジェクトの慎重かつ綿密な制度設計が必要であると考えておりますことを申し上げ、1項目めの答弁いたします。

次に、2項目めの知床観光の底上げのために、行政が取り組むべき役割や需要促進策についてお答えいたします。

コロナ禍の影響を受けて、来訪者が平年に比べ4割から5割も少ない年が2年続いていますので、観光事業者が極めて厳しい経営環境下に置かれ、相当に苦労されていることは想像に難くありません。

このような状況の中、町としても昨年度から今年度にかけて、20本余りのコロナ関連経済対策事業を実施してきたところであり、特に飲食や観光事業者への集中的な支援を続けていることは、議員もご承知のとおりです。幸いにも町内では、コロナ禍を要因とする廃業や倒産は発生していないと聞いており、今後は、第6波といった新たな感染拡大の影響を想定しながらも、できるだけアフターコロナに向けた事業展開に移行してまいりたいと考えているところです。

さて、来年度に向けた観光施策の考え方ですが、現在予算策定に向けて作業中であり、今後、数次の協議を進めていくスケジュールとなっていますので、現時点では、具体的には申し上げにくい状況ですが、大まかに申し上げれば、近年進めてきたブランディングのほか、さまざまなソフト事業を継続しつつ、導入が遅れているものの宿泊税による財源確保や、過疎債・辺地債を活用しての老朽化した観光施設の再整備など、ハード整備に向けた動きに取りかかっていると考えています。

ソフト事業では、ブランド戦略を中心に置きながら、カムイワッカ地区でのアクティビティ開発や、国立公園内での交通の在り方の見直しのほか、ゴールドウィン社との協定に基づくアスリートとの連携も進めていきたいと考えています。また、ハード整備に向けては、例えば、フレペ展望台周辺や夕陽台地区、道の駅うとろ・シリエトクの再整備など、いくつかの調査事業等を行えばと考えているところです。

さらに言えば、カーボンニュートラルに対応したサステナブル観光の動きが世界的かつ急速に広がってきていますし、観光分野でのデジタル技術の活用、ワーケーションや関係人口といった都市と地方との関係性を見直し、公民連携といった「新しい公共」の考え方、観光人材の育成、インバウンド需要への対応など、観光を取り巻く社会経済環境は、急速に変化していることを踏まえ、このような新たな動きにも関心を持ちつつ、調査や準備をしてまいりたいと考えているところです。

いずれにしても、アフターコロナに向け、知床観光の新たな動きを作っていけるよう観光関係者とも連携して着実に進めてまいりたいことを申し上げ、桜井議員への答弁といたします。

●金盛議長 桜井議員。

●桜井議員 私、前回も同じ部分の、観光客のごみの持ち帰りに関しては質問させていただいております。今、町長が答弁されたように、ごみを引き取るという部分だけの考え方ではなく、質問の中にもございましたように、リサイクル率の徹底向上、そして、宿泊施

設で自分が持ってきたごみを何とか気持ちよく出して、そこで協力体制をとってもらう、そういう意識づけが必要なのではないかという視点で質問させていただきました。

前回、町長は本当にこれは大変な問題で、知床独自の処理方法を生み出せばいいし、しかもそれが知床半島全体、羅臼と一体となっていれば理想的であると。だからどんな具体的な方法というのがなかなか難しいという部分。しかし、これは現実なので、これからもいろいろな方々の知恵をいただきながら、知床でのごみ処理、観光客の持ってきたごみの在りようという部分に関して、模索していきたいというお話をいただいております。

私も一概に、観光客にごみを持ち帰れということを行うだけでは駄目だということは、前回の質問のときに、町長も同じ意識であるということを確認させていただきました。町長ご自身が、これから模索を始めたい、必要だということでしたので、今回、改めて観光客のごみが、どのように処理されているか。観光客の方が持ち帰りが出来ないゆえに、全て道路にポイ捨てするだとか、駐車場に置いているではありません。現実には、観光施設がいろいろな形で引き取りをしています。今、紹介いただいた道の駅、自然センター、遺産センターでの聞き取りは有償になります。また、宿泊施設に泊りに来られた方が持ってきたごみは、これは宿泊施設にそのまま置いて、斜里町のルールに従って排出されています。結局、ある程度どこかが負担をしながら、このごみを処理しているわけです。

そうではなく、もう一步前進して、宿泊客の方が置いていく、あるいはお店の中でごみ箱があったとき、そこにぽんと置いていくのではなく、斜里町のしっかりとしたリサイクルルールに従った排出を求める。そういう取り組みが広がっていくことが、私は一つ、全体に、斜里町内、国立公園内、これ全国に広がればいいなと思うのですけれども、ごみは分別して、なおかつリサイクル、リユースできるものに分けられて、ごみをごみでない、そしてその自治体のルールに従った部分で、一緒にごみ処理を考えていってもらうという啓発につながるのではないかという意図を持って、この質問をさせていただいております。もちろん、ごみをそのまま引き取るという部分では、町長ご答弁のとおり、さまざまな課題がございますので、それを解決していかなければならない、それは百も承知です。

一方で、それだけではない。少しでもこのごみの問題を、観光客の皆さん、そしてこうやって実際にやることで、参加してくれている各施設が協力体制をとりながら、町と一緒に、私が質問した内容の、ごみゼロミッションを展開していく取り組みにつなげるということが、町全体の一つのごみ問題に対する考え方となるのではないかと、そういう取り組みを町長もたくさん模索されていると思いますけれども、取り入れてみてはいかがでしょうかという趣旨の質問なのですけれども、改めて、私が今質問したように、一役を担う取り組みを、要するに、来ていただいた方にも、何がよくて知床に来てくださるのですかという中には知床の雄大な自然環境、そして、世界自然遺産に登録された地域であるという部分がまだ非常に多いです。もちろんこれからもっと増えてくると私は思っています。

そうした中で、そこに来た方が宿泊施設で、ただごみが出ましたよと置くだけではなく、

あるいはお店、それからコンビニに置いているところに、ただそのまま入れるのではなく、きちんとしたルールに従って分別して、そしてごみを排出していく、そういうような運動につながるような取り組みを、今こそ考えるべきではないかという部分で質問したのですが、その点について、町長はどのようにお考えでしょうか。

●金盛議長 答弁保留のまま、昼食休憩といたします。

休憩 午後 12時01分

再開 午後 1時00分

●金盛議長 休憩を解き、会議を開きます。保留中の答弁から、馬場町長。

●馬場町長 櫻井議員からはこの一般質問において、今までお話があったように、観光客のごみを、持ち帰りではなくて引き取る道がないかというようなことで、以前はあったものですから、そのことについて、基本的にお答えした部分が多かったかなというふうに思いますが、今、再質問を受けて、それよりはむしろ単純引き取りということではなくて、斜里町の分別のルールにのっとりながら、観光客にも分別をしてもらい、そのことによって、斜里町のごみの流れに沿った処理ができるのではないかと。そしてそれが、観光客への環境意識への啓発であり、斜里知床の環境に対する姿勢をアピールすることにもつながるということでのご提案だったかなと思います。

そういう意味で考えたときに、居住地によって、つまり観光客の住んでいるところによって、分別ルールというのはみんな違うのです。そんな中で、斜里町のルールはこうだよということで、協力をお願いすることになるかと思いますが、どういうシチュエーションで、場所で、どのようにするかということは、具体的に考えるとなかなか難しいなというふうに思います。そういった意味で、ちょっとその辺のところまで踏み込んで考えていなかったといえますか、踏み込んでお答えをしていたわけではないので、今、現実的にどのようなことができるかなあというふうに思ったときに、非常に難しいなという感じを受けました。

ただ、観光客は観光客でも、例えば研修旅行、高校生等の修学旅行のような、そういうものであれば、授業の一環として、そういうのもプログラムの中に入れるだとかということとは・・・聞こえていますでしょうか。大丈夫。聞こえない。聞こえないですか。どこから言えばいいでしょうか。最初から言ったほうがいいでしょうかね。

それでは、桜井議員の今回の質問については、単純に、観光客にごみの持ち帰りをしてもらいということではなくて、観光客に分別の取り組みをもらいことによって、斜里町のルールにのっとりごみ処理につながっていくのではないかと。そのことが観光客への、斜里町の姿勢のアピール、そして、いろいろな人に対する斜里町の姿勢のアピールにつながるという意味でのご提案の再質問だったかなというふうに思います。

そこまでちょっと考えていなかったということもありまして、単純に、観光客から引き取るということは難しいというお答えをしましたがけれども、その点をご容赦いただきたいと思えます。

その上で、観光客の皆様は、斜里町のルールにのっとった分別をお願いして、というご提案でありましたがけれども、これは、どういう場面で、どのようにしていくかという具体的なものを、しっかりとシミュレーションをしなければなかなか現実的ではないなというふうに思いながらいたるところでございます。

そういう意味では、単に引き取るよりも、さらにハードルは高いのではないかなど。気持ちの部分で、観光客にきれいな環境づくり、あるいは自然に対する、あるいはリサイクル率を上げるといったことのアピールにはつながるかなというふうに思いますがけれども、現実としては難しいかなど、ハードルが高いなというふうに思いながら聞かせていただきました。

また観光客に、ごみやあるいは環境に対する意識づけという意味でのこういう選別、分別、そしてそういう協力を仰ぐという意味で、お話があったと思うのですが、一方で今、ワーケーション等々言われていますけれども、ワーケーションの一つの目的として、地域への貢献、あるいはボランティア、こういったものを、この機会に、ワーケーションの機会にやるというの、魅力の一つに挙げられております。そういった意味で現実、今年もウトロの方々がやっているごみ拾いの活動に対して、私どもの100平米の運動に参加された支部の役員の方々が、お話を聞いて参加されてはいたしましたがけれども、このように観光客の方にごみ拾いに参加していただく、そういうことは今後も十分あり得ることだし、うまく組み合わせれば、知床の魅力にもつなげていけるのではないかなど、そんなふうにも思えます。意識付けの方法として、そういうこともあるかなということでお答えさせていただきます。

●金盛議長 櫻井議員。

●櫻井議員 まず本当に私が聞いてもいないことを、町長は、ご答弁の中でずっと述べられていたのです。私、通告の中にも書いていたと思えます。以前にも同様の質問をさせていただいてと、その経過です。そこで町長がおっしゃったことを踏まえての質問なのです。

どんな経過で、答弁書が作成されるのかわからないのですけれども、ぜひ、直接通告にしっかりと事前に目を通していただければ、今の町長がお答えになった部分というのは、先にも十分、話して出ていた部分だと思いますので、その辺、私も結構真剣にやっているつもりなので、よろしく願います。今、私が質問した部分と全然、質問の内容が、回答の内容が違っていることについて、今まで述べさせていただきました。

改めて観光客にとって、観光地にとってという部分は、応じてもらえるかどうかかわからないとおっしゃいましたが、例えば町長がどこかに行かれたときに、その宿泊施設にしっかりと分別に沿ったごみ箱が、それなりの説明が書いてあって、置かれていたら、

町長はどのようにごみを、そのまま、まとめて色々なごみを捨てますか。

●金盛議長 馬場町長。

●馬場町長 まず、通告にしっかり目を通せば分かるのではないかというお話でしたが、しっかり目を通したつもりです。でもそこがわからなかったというのが正直なところですので、そのようにお答えを、まずさせていただきたいと思います。

それから今、質問のありました、宿泊施設に私が泊まったときにどうしますかという質問ですけれども、私も出張等々で行く先々、ほぼ一般ごみと缶・ペットボトル等々の2種類しかありませんけれども、そういうごみ箱を用意しているところが、私が行っているところでは多いのです。当然ながら、そこは意識して分けて、当然のごとく出しております。ただ、うちの町のようなその他プラだとかペットボトルだとか、缶だとか、そういったときにそれぞれごみ箱を受けるかといったらそうはならないということもあるわけです。

だからシチュエーションごとに、現実の問題としてどうできるのかということが、なかなか難しい、悩ましいということでお話をさせていただいたつもりです。

●金盛議長 櫻井議員。

●櫻井議員 私は、ごみ全体を減らしたい。それと、ここの知床という観光地が、物見遊山だけで来られた方ではなく、ある程度の意識が高い方が、最近は増えているという部分の観点も持って質問しています。

それ以上に、知床の観光地がこれからどうあるべきか、知床の観光がどうあるべきかという部分では、先も、これまでも町長も申してまいりましたように、知床の素晴らしい自然、その価値を十分含めたものを、皆さん、求めていらっしゃるという、そういった視点は、もう町も持ち得ていると思いますので・・・。何でマイクがこんな風になるのかな。

●金盛議長 暫時休憩します。

休憩 午後1時 9分

再開 午後1時10分

●金盛議長 休憩を解き、会議を開きます。櫻井議員。

●櫻井議員 下を向いて話しているのですけれども。

そういう形で、もしも、先ほど町長がおっしゃいました分別の部分、ペットボトル、空き缶、そして一般ごみというふうに分かれていたらそれに沿って入れると。実際、先ほど言ったように、現状の宿泊施設では、民宿など個人でやられている小さいところは、非常にごみの分別に時間が掛かるということで、もう数年前から、細かな部分で分けてもらうようなごみ箱を自分たちで設置しています。そういったごみを私今回、いくつかの宿泊施設に行ってみてまいりましたけれども、皆さんきちんと入れていらっしゃるのです。それをそのまま集めてリサイクルに出したりだとかしている、そういう現状があります。

今ここで言ったのは、そういう取り組み、もう小さい施設はやっているし、大きなホテルも、本当に人手をかけて、大変な中、ある程度の分別はされているのです。それでも、やはり量が多い。そういった部分を半分でも減らせれば、10人のうち半分の人が、5人の人がそういった形で分けてくれていれば。あるいは町の分別方法をしっかりと周知できるようにホテルの中に、ごみの分別方法なりを置いたり、あるいは、外から来たお客さんがチェックインするとき、ごみはここで分けて出してくださいという部分を書いている、こういう施設はたくさんあります。

知床にはまだないのです。なぜかという、なかなかその統一した部分で取り組めない。大人数ですから、本当に、私たちが一人持っているごみも、100倍、200倍、300倍になるわけですよ。そういう部分を少しでもまず減らしましょうと。そして、ここに書いてあるように、ごみゼロミッション、ごみをゼロに近い形にしていきませんかという部分の意味で私これを使いましたけれども、このごみゼロミッションは結構いろいろなところで使われている言葉ですので、ここで、わかりにくかったかもしれませんけれども、使わせていただきました。

ミッションです。ごみをゼロにする取り組み、使命。あるいは任務を自分たちの中で、つけませんかという意味の使い方でしたけれども、そういう視点を持った取り組みをまず考えていってはいかがか、という意味です。今、ごみを受け取ってくれているところも、全部ごみを受け取って、それから分別しているのです。そうではなくて、町で、コロナの終わった後に、これから次に向かって、町できちんとした観光施設に置けるようなごみ箱を設置してはどうか。それはそこに分別して入れる部分です。例えば今、有料で、ごみ袋の取扱いをしているところも、もっと積極的にしたいのだと、実は。だけれども、全部分別してもらうというのは、物もないし説明もしなければいけないということで大変だと。でもそれが、町全体の観光施設、商店、それからコンビニも、そういう部分が町の一つの事業の取り組みとして、統一されたごみ箱があったりすると、設置されていたら、非常にいいのではないかという声が、これは以前から出ていました。それを、統一的なものをつくってやるのも一つの方法ではないかという、持ち帰りがおかしいよねという話をしてから、私本当にいろいろなところでいろいろな意見を聞いてきましたし、自分自身も、持ち帰りという部分をあまり声高にしていない観光地にも行ってまいりました。そうしたら、皆さん、そういうやり方をしています。そして、その成果を聞きましたら、もちろんゼロにはなりませんと。しかし、確実にここを訪れていただいたお客さんは、どこの施設に行っても、そうした町のルールに従った分別方法があるということを理解し、なおかつ宿泊施設に最後に行ったときにも、同じような取り組みをされている。そういう部分をたくさん聞いてきました。

先ほど同僚議員が一般質問をしていましたけれども、それもゼロを目指すのではなく、どなたかがおっしゃっていましたが、できることから、一人でも多くの方がそれ

に気づいてくれるということが大切だという意識、私はあります。そのとおりだと思います。観光施設もそうです、知床の観光もそうです。もしもこういった部分を、全体で先ほど町長が言ったようにトータルで、町が、ごみをポイ捨てしない。あるいは、きちんとしたリサイクルに沿ってごみを分別して出していく、そういう取り組みが全体に広がれば、町は大きく変わるはずですし、町の意識として、町的意思として、このごみの問題に、全体で取り組んでいく中の一つの提案として私はさせていただいています。持ち帰ることはやはり不可能なのです。どこかの施設、どこかの宿泊施設あるいはそういったごみを引き取ってもらうところ、あるいはコンビニで入れてもらうところ、そこにみんな置いていくのです。

繰り返しますが、先ほどもその先が、ごみのポイ捨てになるということは十分考えられます。リサイクルをしたからといって、ポイ捨てが減るということはないという意見もありますけれども、そんなこと私はないと思います。町全体が町民交えて、観光に関しても、全てがこういう意識で取り組んでいけば、どこかで、ごみの量は減らせるはずですし、ポイ捨てという行為も私は防げてくるものだと思いますので、町長、改めて、そういう取り組みを、町が主体となって、各観光施設、観光関連事業者、物理的な部分でこういうルールを決めましょうというのをきちんとつくったり、呼びかけるもの、そういったことを、町が私はやるべきだというふうに思って質問していますので、その点については町長、どう思いますか。

●金盛議長 馬場町長。

●馬場町長 基本的な考え方については理解できるところでありますが、具体的にさまざまな地域、観光地を見てこられたという話ですが、私が具体的にイメージするときに、例えば、統一的なごみ箱とおっしゃいましたが、一つ置けばいいという話ではなくて、分別に応じた、そういうものが必要になってくると思います。それを、あちらにもこちらにもとはなかなか現実的にはなりませんから、それが具体的にどんなやり方で取り付けのごみ箱を置いているのか、やり方についてはまだまだ私自身は承知しておりません。担当レベルでどこまで把握しているかわからないのですけれども、その辺も把握をしながら、それこそ、できることをやっていければなというふうに思っております。

町が主体というお話もありましたが、あくまで、事業者等、具体的な協議をしていくことが大事だと、ともにやるということがいいのではないかというふうに思いますので、この課題について、それぞれ関係する事業所、事業者と話し合いを持ちたいなというふうに思います。

●金盛議長 櫻井議員。

●櫻井議員 先ほどからいろいろな中で脱炭素に向けた取り組みというのは、これは国が大きな施策を持っておりますので、その中でおそらく加速されていくだろうと思っております。ぜひこうした動きも取り込みながら、全体的な、本来持っているSDGsの中の一つ、

たかがごみ、されどごみの問題です。これだけ、今回多様な方面からの課題が満載です。検討するという部分の時間はもう私は十分だと思いますので、具体的な、何ができるか、どんなことができるかという、町長が2年前におっしゃった模索というものを、早急に始めて、しっかりと、ごみ全体をトータルで考える課題というものを、町として正面から取り組んでいくことが必要だと思いますが、いかがでしょうか。

●金盛議長 馬場町長。

●馬場町長 大きな重要な課題というふうな認識でおりますので、その認識のもとで今後対応していきたいと思います。

●金盛議長 櫻井議員。

●櫻井議員 もう1点の、知床観光の底上げに、行政がなすべきこと、変化している観光の形態の中で、集客需要促進にどんなことが出来ますかという質問に関して再質問をさせていただきます。

本当に、いろいろなソフトに関してなど、これからも取り組んでいかなければならないことが、ご答弁の中から見て取れました。中には、これは観光事業者が直接取り組むべきこと、あるいは、観光協会が、町の全体の観光的な施策として取り組むことなどが多くあったと思います。私はもう本当に、このコロナ後の観光需要というのは、結構待ったなしで、競争と言ってはなんですが、日本中の観光地がいろいろな施策を出してきて、集客に動いているということも、見てとれると思っています。こうした知床の観光の底上げ、私の言っている、変化している観光形態という部分がございます。

先に、2019年12月に一般質問させていただきました。例えば、非常に需要が増えているキャンプ場の整備、そういった部分に関しては、町は今どのような状態で、レクリエーションの森協議会ですか、その設置を行って、キャンプ場の施設、進めていくというお話でしたが、それについては今現在どのような状態ですか。

●金盛議長 馬場町長。

●馬場町長 レクリエーションの森の協議会で、これに特化していろいろ詰めている状況ではありませんけれども、最初の答弁でお話させていただきましたように、ハード整備の一つの中心的なエリアという位置づけがあるものですから、フレペの展望台周辺、夕陽台地区、道の駅ウトロシリエトクの再整備というようなことで挙げさせていただいておりました、これも大きな、これからのポイントであるという認識でおります。

●金盛議長 櫻井議員。

●櫻井議員 2020年3月に設立予定だったと私は一般質問の中で伺っていました。設立予定とされていた部分、コロナもございましたでしょうが、町は具体的にどのように整備していこうとお考えでしょうか。

今年度、それから一昨年、このコロナの中で、非常に宿泊客が半分以下に落ち込んでいながらも、キャンプ場の利用者数というのは、何とコロナの影響がなかったときに追いつ

くぐらいの勢いで、利用者が増えている、この実態を見据えたら、もっと需要がある。そういった中で、近々にこれは全国的に流行になっている、そして需要がどこの地域でも増えているという部分、これはまさしく観光形態のニーズの変化だと私は捉えております。その部分に、早急に早く手を打って、今満杯で、諦めて帰られる方々を、しっかりと拾い上げるべき、重要な施設だと考えますけれども、町はその点どのようにお考えですか。

●金盛議長 馬場町長。

●馬場町長 知床野営場キャンプ場の関係ですけれども、これはレク森の中できちんと位置づけなければ、借り続けることが出来ないというのが一つありまして、しっかりと、この協議会を、2020年3月に立ち上げました。ただ、これをこの中で、具体的にどのようなキャンプ場にしていくか云々というところまで踏み込んでおりません。最低限のレク森としての必要な部分、ここを整理してスタートしたということをご理解いただきたいと思えます。

このキャンプ場の利用が増えている。まさにコロナによって、密を避けて自然の中だと、こういうニーズが増えていると私もそのように思っております。だからこそ、ここを、もっと使いやすい快適なところにしていかなければならない、魅力的なところにしていかなければならない、そういう意識は私も同様に持っておりますことから、ここを、何とかしたい。

ただし、林野庁では、年間で、確か50万円ほどの維持管理の予算しか持てないという現実がある中で、やはりここを変えていくには、町も腰を上げない限りは難しいなという思いもあります。だからこそ、どんなことができる、やれるのかということ、しっかり計画立てていかなければならないということで、ここにも上げさせていただいているところです。

●金盛議長 櫻井議員。

●櫻井議員 遅いと私は思います。こうしたキャンプ需要が増えている。なおかつ、このキャンプ場は、以前の質問でも、町長もそのように答えていましたけれども、非常に需要性の高いところ。それが、トイレの問題、あるいは隣接する夕陽台の湯の問題で、来たくても来れない。逆に来たいけれども、その期待度が、期待したほどではなかった、大変だったということで、やはり離れていく人もいます。

キャンプ場に泊まる方、この需要が多いときでは6300人、これはコロナ前でした。そこから換算して、昨年、今年度の利用者を見ましたら、もう5千人を超えている。緊急事態宣言があった中においても、これだけの人数確保が出来ているという部分では、このキャンプ場が持っているそれなりの経済効果というのを、町はしっかりと試算して、近隣の飲食店などに非常に大きな影響があるという部分を鑑みたら、早急に、町として、町の観光需要の向上として、このキャンプ場の整備を早急に進めるべきだと私思います。

同様に、夕陽台の湯に関してもそうです。ここは、産業厚生常任委員会でも、先般視察

をしてまいりました。その混雑ぶり、そして、利用のピークのときに故障してしまって使えない状況、これらをつぶさに聞いてまいりました。こういった部分に、町が今すぐ取り組まなければ、私は、今後時間をかけて取り組んでいく知床の観光の有り様という部分の底辺の基盤の部分のをそいでしまう。そういうふうに思いますので、早急な対応をすべきだと思いますが、いかがでしょうか。

●金盛議長 馬場町長。

●馬場町長 このキャンプ場が、さまざまな経済効果があるということは、私も改めて認識しておりますが、正直、これまで、キャンプ場というよりは、宿泊施設、ある意味で泊まるという意味では、相反する部分ですから、そういう意味で、どちらかという宿泊施設のほうに意識があったかなというのが正直、否めません。

しかしながらこういうコロナを受けて、こういうニーズも観光の一つでありますし、大事にしていかなければいけない。まさに波及効果ということで考えれば、地域の飲食に大きな影響もあるというのは事実だと思いますので、ここは取り組んでいく必要は櫻井議員のおっしゃるとおりだというふうに思っております。

遅いというお話であります。既にもう時が過ぎて、遡ることは出来ませんので、これから先どうしていくかということだろうというふうに思いますので、そこは遅いという部分については、受け止めていきたいと思えます。

これから先の話ですが夕陽台の湯の現状、これもお話がありました。まさに夕陽台エリアとしてどうやっていくか。この夕陽台のそのままだいいのか、違うやり方がいいのか、それらも含めて考えていく必要があるというふうに思っておりますので、そのことも含めて、総体の中でこのエリアのデザインをしながら進めていくことが大事だというふうに思っております。

●金盛議長 櫻井議員。

●櫻井議員 ぜひ、観光振興計画の中では、しっかりとその位置づけがうたわれております。今さら改めて考えるまでもなく、知床の観光全体の中で、キャンプ需要はコロナだから伸びているという認識だけではなくて、ここに来る観光の方々の非常に多様性がある。そして、自然の中、知床のすばらしい自然の中で、楽しみたい。そういう観光がずっと今までの流れの中では多くなってきたという現状を的確にとらえて、本当にもう一度、観光振興計画の中の課題の洗い出しをしっかりと、町は同時に行っていくべきだと思います。いかがでしょうか。

●金盛議長 馬場町長。

●馬場町長 まさに観光振興計画、それに基づいて実行していくということになるのですが、このコロナを受けて、さまざまな状況が変わってきているのも現実であります。この変わっている現実を踏まえながら、振興計画の再度見直しをしながら、このコロナを受けた変化に対応できる実行計画を立てながら、やっていくことが大事だろうと思えます。

ので、そういう一つの中に、この夕陽台の湯の在り方というのも当然入ってくるというふうに思っております。

●金盛議長 これで、櫻井議員の一般質問を終結いたします。次に、久保議員。

午後1時30分

◇ 一般質問（久保議員） ◇

●久保議員 私からは、2項目について町長の所見を伺います。

一つは、知床の釣りをブランド化し、仮称ですがフィッシング・パスポート制度を検討してはどうかということです。ご存じのように、オホーツク海沿岸でのサケ・マス釣り過熱により、釣り人の迷惑行為が年々急増し、漁港、海岸ばかりか、その地域周辺にも不法投棄等、さまざまな問題が発生しています。

特にコロナ禍の中、密を避けるレジャーとしてアウトドア、釣り等が見直され、休日の増加もあり、子ども連れや若者から、時間に余裕のあるリタイヤ族を中心に増えてきていると思われまます。

日本の釣り人口は、平成28年水産庁が調査、集計した結果、約981万人となっています。先般、公益財団法人日本釣振興会で、コロナ禍による釣りブームによる釣具、ボートの販売実績から20%増の約1200万人と推計しているとあります。

一方、先般の地元新聞報道でも、海岸での釣り場の占有やごみ、内臓の不法投棄等、再生産に資する親魚の減少への危惧、また、地元でルールを守っている釣り人からは異常だと、何とかならないのかという声が寄せられていることも、町長はご存じだと思います。

この現況では、注意や行政指導、また個人の公德心や性善説で対応できるとは思えません。そこでこのようなさまざまな問題について、どのように対処し、解決していこうとしているのか、町長の所見を伺います。

次に、海外での釣り環境を調べてみますと、ドイツは国家試験の免許がなければ、釣りが出来ない、国はちょっと別としまして、イギリスのフィッシュパス、これはアプリをダウンロードして登録し、課金を支払う。また、釣り人口3300万人と言われているアメリカでは、ライセンス制で州ごとに、居住者か非居住者、また釣り期間、場所、年齢等により料金は違いますが、年間数千円程度ライセンス料を払う。そして、不所持の場合は罰金か禁錮刑のようです。

また、釣りの聖地と言われているカナダは、州にもよりますが大変厳しく、釣りに必要な免許は2種類で、アウトドアカードとフィッシングライセンスを購入して、釣りが出来ます。しかしこれも、原則はキャッチ&リリースが原則でして、魚種により、持ち帰る場合は別料金が必要になるようです。また、ライセンスなしは密漁とみなされ、高額な罰金と釣り場まで来た車やボートも没収されるようです。いずれにしましても、条件により、

釣りは有料で、その財源は、環境保全や魚資源保護、海、河川の清掃に使われています。

一方日本では、漁業法、水産資源保護法、海岸法を根拠に、条例、規制等が整備され、斜里町でも環境基本条例やポイ捨て禁止条例、またサケ釣りには、有料ライセンス制が運用されています。

こうしていくつかの海洋国と比較してみますと、日本の法体系は、排除の性格が強く、外国は共存が基本となっているように思えますが、町長の所見を伺います。

また、地方自治法では、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体に委ねることを基本に、罰則付きの条例、規則の制定も認めています。

国連SDGs 17の目標の14、海の豊かさを守ろうを理念に、100キロメートルの海岸線と世界自然遺産を持つ斜里町として、釣りを地域のブランド化、そして地域資源と位置づけ、釣り文化と共存するためにも、仮称ですがフィッシング・パスポート制度のような、適切で厳格なルールを定めることが重要かと思いますが、町長の所見を伺います。

2項目めですけれども、高度無線環境整備事業についてです。

現在、町内整備指定地域を対象に、光ブロードバンドサービスの来年度供用開始に向け、幹線工事が進んでいます。やっと来るのかだとか、今頃かい、などとさまざまな意見がありますが、通信基盤から生活基盤となり、必要な方々には生活に欠かせないインフラの一つともなり、その利用範囲は多種多様の活用が期待されます。

2000年の高度情報通信ネットワーク社会形成基本法、俗に言うIT基本法ですけれども、これをブロードバンド元年と言われていましたけれども、その後、2003年に家庭向け光回線が始まって以来、実際にここに届くまで20年弱が経過したことになります。そこで町が集計している、現時点での事前加入申し込み数は、対象世帯数の何%なのか。二つ目が、事前加入世帯がない地域には、幹線工事は行われないのか。

三つ目、今回の事業内で、町として新たな公衆Wi-Fiを設置し、町外者、外国人向けのテレワーク、観光情報、道路情報、災害対応等の町発信情報を提供する計画はないのか。

また、町長は3年前、私の一般質問の答弁に、地方においても今後急速に産業分野や教育、福祉分野などで広く高度ICTの利活用が進むと思われるので、これが近い将来、技術革新が斜里町の課題改善に結びつくかを総合的に見てまいりたいとありますので、この3年間どう判断したのか、所見を伺い、私の質問を終わります。

●金盛議長 馬場町長。

●馬場町長 久保議員のご質問にお答えいたします。

はじめに1項目めの、知床の釣りをブランド化し、(仮称)フィッシングパスポート制度を検討してはどうか?についてお答えいたします。

斜里町沿岸でのサケ・マス釣りは、議員ご指摘のとおり、来訪者の急激な増加等により、海岸や漁港、河口等ではさまざまな問題が発生しております。

サケ・マス釣りの過熱による問題は、ごみの投棄、熊の誘因、海岸の不適切利用、漁港

機能の低下、そして資源への懸念など多岐にわたります。それらの原因としては、一部の釣り人によるマナーの問題もありますが、釣り人が過度に集中してしまっていることも一因であると考えております。

斜里町としては、サケ・マス釣りの過熱による問題事案の発生は、大きな課題として捉えており、現場でのルールやマナーの啓発、改善に向けた取り組みを、関係機関とともに行っているところです。今後も現場での対応を続けるとともに、漁業調整や海岸管理、漁港管理を所管する北海道に対しても、問題の実態を伝え、改善に向けた対応を要請してまいりたいと考えております。

次にライセンス制度についてですが、斜里町の秋さけ船釣りライセンス制度は、海域でのサケの船釣りが過熱し、知床海域に釣り船が集中し、さまざまな問題が発生したことを受けて、平成元年からスタートしたものです。

この制度は、網走海区漁業調整委員会の委員会指示により、サケ釣りの禁止区域を定め、ライセンスを取得した船に乗船した場合に、定められた条件のもとで禁止を解除するものです。また承認者から納められた協力金により、秋さけ船釣りライセンス制実行協議会が、陸上での駐車場整備や誘導員配置等を行っています。

制度の運用にあたっては、北海道のほか遊漁船事業者やプレジャーボート関係者、漁業関係者の多大な協力のもとで行われており、海域でのサケ釣りの秩序は、この制度により保たれていると言っても過言ではありません。

一方、海岸でのサケ・マス釣りに関しては、一部の河川での河口規制等を除いては、制限はない状態となっております。それは、これらの制限をかけることが出来るのは、委員会指示や漁業調整規則によるものでなければならないことから、釣りという行為そのものに対しては、斜里町が独自に制限を行うことは基本的には出来ないことによるものであります。

このように、現在の法体系や漁業制度においては、釣りは原則自由であり、資源保護上で必要な場合や、漁場の調整で必要な場合に、制限や禁止、必要な指示を行うものとなっております。その際のさまざまな制限によって、ルール上は「排除」の性格が強いものと感じられる向きもありますが、実効性という意味においては、不適切な方に対して排除の論理が働いていないのが現実であると感じています。

もちろん、現在の海岸等でのサケ・マス釣りの状態が好ましいものではなく、性善説ではない、何らかのルールが必要なことは議員と気持ちを同じくするところでありますので、関係団体とも連携しながら、北海道等に対しても、なお一層の対応を要請していきたいとの考えであることを申し上げて、1項目めの答弁といたします。

次に2項目めの、高度無線環境整備事業についてお答えいたします。

光ファイバー網によるインターネット接続サービスの利用に向けた整備につきましては、国の令和2年度第2次補正予算による財政支援措置を活用し、事業を推進しています。計

画では、民設民営方式による工事が来年2月末頃に完了し、令和4年度よりサービス提供予定となっています。

事業内容についての周知につきましては、広報8月号にて特集記事を掲載しました。また、新たに整備される地域にお住まいの方々に対する事前加入申込のお知らせについては、広報8月号および11月号において申込書をお付けしたほか、新たな整備地域は農業者の方が多ことから、加入促進のため農協と連携して取り組みを進めてきたところであります。

まずご質問の1点目ですが、現時点での事前加入申込者は130世帯、NTT東日本の定めた目標世帯数の61%となっております。この目標世帯数は、整備エリアの固定電話加入数の約3割で設定されております。

次に2点目の事前加入が行われない地域における幹線工事の有無についてですが、そもそも加入世帯の事前把握の目的としては、各世帯への通信線の引き込み工事の状況を確認するために行われたものです。従っていわゆる無人エリアは整備対象となりませんが、申し込みの有無が幹線工事に影響するものではありません。

次に3点目の、新たな公衆Wi-Fiの設置による町外者・外国人向けの情報提供する計画の有無についてですが、現時点では、今回整備される情報通信インフラを活用した具体的な事業計画立案にまでは至っておりません。

しかしながら、私が答弁させていただいた平成30年以降においてもICTの利活用については、トラクターの自動制御や児童生徒の一人1台端末の整備など、さまざまな分野において、我々の生活に浸透してきております。光ブロードバンドサービスが今回の整備で郡部まで拡大したことにより、基幹産業や教育、医療、町民サービスにおいて、ICT活用が一層広がることを期待しております。

町としても、今回整備される情報通信基盤を具体的にどのように有効活用し、地域の課題解決につなげていくかは、次期総合計画策定の議論においても、重要な検討事項と認識しておりますことを申し上げ、久保議員への答弁といたします。

●金盛議長 久保議員。

●久保議員 それでは再質問させていただきます。

まず、一つ目ですけれども、このブランド化という表現を使ったのは、一つは2015年につくりました町の観光振興計画の中にも、海のプログラムという中に、釣りは、課題がしばしば指摘されるものの、体験プログラムとして将来性があり、ルール化も視野に検討を進めていく必要があるという一文があるので、あえて聞くのですけれども、これを町長が、観光資源として位置づけているのか、まずお聞きします。

●金盛議長 馬場町長。

●馬場町長 観光資源として位置づけているか否かという意味では、その一つであろうというふうには思っております。

●金盛議長 久保議員。

●久保議員 この後、次の新しい総合計画なんかに、ぜひこの辺を具体化して、入れていただきたいなと思っております。さて、今回特にここ数年この釣り客の問題というのが、だんだん影響が大きくなってきて、とうとう網走では死人まで出てしまったというような状況です。

先般、両漁協と斜里町でまとめた一つの冊子があるのですけれども、写真が40枚余り、懸案事項12項目、見事なものですよ、この写真は、恐らく皆さん、普通の人が見たら驚くのではないですか。この人の、ふ頭への集まり。それから魚の解体、少々顔も出ているので、オープンには出来ないでしょうけれども。やはり、これを斜里町として、法整備のことはまた後ほど質問しますけれども、これをやはりどう重要視して捉えるかと。このままですと、漁業者も釣り客も斜里の住民も何もいいことないのですよ。ですから、あえて聞いているのですけれども、町長いかがですか。

●金盛議長 馬場町長。

●馬場町長 久保議員がご覧いただいている、斜里町のサケ・マス釣りの現状レポートというのでしょうか。それを、本当に全て見たときの印象を、私は業者であったというのもあって、かなり知ってはいましたけれども、現実に写真で目の当たりにすると、大変ひどいものであるなというふうに改めて思ったところです。

この状況がそのままいいということにはならないのは、議員と同じでありますけれども、どうやってこれを解決していくかという、そういう解決の仕方としては、なかなか本当に難しいものがあります。今、これをもとに、漁協でも、3者で手を取り合って、北海道あるいは増協、あるいは海区調整委員会等々に働き掛けを行っていますが、その中でまずできるところ、管理者の立場でできるところの一つ一つを潰すというのでしょうか、減らしていくことも大事だろうなど。残す部分は何なのだということが、結局この先あるのでしょうか、今すぐ可能になるのは、そういう管理者の立場でできる部分を、一つ一つやっていくことかなというふうに思います。

先ほど町政報告で日本一が、残念ながら継続出来なかったお話をさせていただきましたが、そのくらい、このオホーツクの東部にはサケ・マスが多かった。ところが、今年のように西のほうが多い状況であった場合に、船も西に寄って行っている、こういう現実もあるのです。だから、魚がたくさん来てほしい。だけれども、釣りがどんどん増えるというのも困る、この釣りが増えないために魚が来ないでほしいということにはならないので、この間の中で、どのようにしていくかということを実際に悩ましく思っていますけれども、できることを一つ一つというところが、今お話できることかなというふうに思います。

●金盛議長 久保議員。

●久保議員 それで、現法で整理すれば、かなり、本当は管理できるのです。釣りに行くのにどこを通るか。町道を通らなければ他人の土地を通るのですよ。これだけで軽犯罪法

違反ですよ、まず。線路、踏切でないところを渡ったらどうなりますか、鉄道営業法違反ですよ。そして海岸へ行って、占有して、構築物を建てたら海岸法違反ですよ。これは国なり道なりがやればと、町長が言ったように管理者としてと言うのでしたら、本来はやるべきところなのです。

しかしそれがうまくいっていない。過去も、何度も道に要請したというのも知っていますよ、振興局にも僕は行きましたから。しかしなぜ動かないかということなのです、やはりね。だから斜里町は、先ほど誰かの話にも世界遺産もあったり観光地であったりとあるから、やはり、うちは地方自治体として一つのルールをつくったほうがいいのではないですかと。それは、法律との関連もありますから、なかなか難しいものもあるのです。ですから専門家を入れて調査をするべきだと思いますけれども、いずれにしても、ほっといていいことはないのです。

なぜかという、この観光の形態、先ほど櫻井議員も言っていましたけれども、観光の形態ががらりと変わってきた。特にコロナ禍において、密を避けるアウトドア、ですからキャンプ場が非常に混むようになった。また釣りに家族で来る。夏休みなんかは、家族でテントを海岸に建てているのをいくつも見ました。でも、それだって本来は法違反なのです。だけれども、取り締まるということは、特別なことがない限りしないから、でもここ数年は度が過ぎていくのです。ですからシーズン1回、海保だとか漁業関係者等で、撤去ということをやっていますけれども。ですから、やらないよりはやったほうがいいので、少しは綺麗になったのも分かるのですよ、今年も。情報が漏れていたという話もありましたから、早めに逃げた人もいたというのも聞いていますけれども。

いずれにしても、私は、知床の釣りというのが、道内、道外の釣りのファンにとって、やはり大変なところなのです、今。そしてSNSで、動画でどんどん、もう先月あたりまでびっちり出ていましたよ、動画で。つまり釣った時の、釣れないときは余り映りませんから、釣った時に移るから釣れると思ってくるわけです。それはそうですよ。だから、やはり資源を守るという観点から一つまずいけば、一定のルールの中で一定期間制限する。それから、ごみの問題も出るようでしたら、責任を持ってもらうためには、きちんと料金を取って、そしてそれを外国のように清掃だとか資源確保に使っていくと。そして、安心して知床で楽しい釣りができるという環境をつくるべきだと思うから、今回、あえて提案しているのです。いかがですか。

●金盛議長 馬場町長。

●馬場町長 基本的に、久保議員がおっしゃるとおりだというふうに思います。議員も恐らくお話をしながら感じていることは、例えば取締りをする、料金を取る、いずれにしても人が必要なのです。こういった部分、それから、斜里町でこういうことをやるだけでは、実は進まなくて、海が続いているという意味では、本来は全道的に何らかの手を打っていかなければいけないのではないかなと、そんな気もしております。

ただ、だから何もしないということにはならないでしょうから、今ご提示もありましたように何らかのルール、例えばこの期間は駄目だとか、このエリアは駄目だとか、そういうものが打ち出せるかどうか、これは本当に関係者がさまざまいらっしゃいますので、簡単なことでありませんけれども、そんなことをそれぞれの立場の考え方も、より持ち寄りながら、できるところを探ってやっていくことしか今はないのではないかなというふうに思っております。

●金盛議長 久保議員。

●久保議員 経費というか費用というか人がという話がありました。もう今デジタル化がすごく進みまして、例えば、イギリスですと全部QRコード、スマホで撮って、そして簡易登録されているかどうか、また自動的に支払うようにまでなっているのです。もっとし易くなりますから、これから。ですから何だかんだ人が徴収に行く。例えば阿寒湖でしたら、漁組の人が、その期間に、釣り客がいくら朝早くても漁組の人が来ると言っていましたけれども、そういうふうに集金しているところもありますけれども。ただこれからは、もうそれは余り、心配しなくてもいいかなと僕は思っています。

もう1点は、青少年の健全育成でこの分野を押えているのがアメリカなのです。アメリカでは面白くレクリエーションフィッシングと言うらしいのですけれども、このキャッチフレーズがいいのですよ。麻薬をやめて釣りにはまろうと言うのですよ。国柄なのです。つまり、青少年の健全育成プログラムにまで入れている州も実はあるのです。

ですから、知床の観光の、先ほど一番初めに言いました、その素材として、家族で来て、そしてこの雄大な知床で、釣りという一つの文化、つまり家族で、そういう子どもたちと、アウトドアするというのを、やはり位置づける。町の施策と位置づけて、そして進めることが私は大事かなと思うのですけれども、最後にそれをお聞きします。

●金盛議長 答弁保留のまま、暫時休憩といたします。再開を2時15分といたします。

休憩 午後1時58分

再開 午後2時15分

●金盛議長 休憩を解き、会議を開きます。保留中の答弁から、馬場町長。

●馬場町長 久保議員からは、釣りを、釣り文化として位置付けて、臨んでいったらいいのではないかという提起だというふうに受け止めております。釣りそのものは、本当に人口の1割が親しんでいるということでありまして文化というところまで、人間の生きざま全てが私は文化になるのではないかと思っておりますけれども、あえて大上段に行かないまでも、レクリエーションの大事な一つ、それと、釣りそのものばかりではなくて、海と親しむということもとても大事な魅力的な要素ではないかなというふうに思っております。

その機会を何とか提供出来たら、これだけの海を持っている町だけに、それはしていけ

ればなという思いがあるものの、その一方で、釣りそのものに、やはり根本的に反対の立場もあれば、また法的に、水産、漁業法とか水産資源保護法等々でコントロールできる部分もあるものの、それ以外のコントロール出来ない危惧も一方で抱えているということでもあります。

また最近では特に、資源が少なくなっているという、そういう課題もある中で、単純なお話にはなかなかかなりにくいかと思えますけれども、最初に申し上げたように、釣りを楽しんでもらう、純粹に。そして海に親しんでもらう、そういう機会は、斜里町にとっても提供できればという思いは、持っておりますので、今後どのような方向、釣りをさせないではなくて、釣りを気持ちよく楽しんでやっていただく。そして、社会に対する迷惑を出さないというようなやり方はどうすればできるのか。その点について、関係する皆様と、庁舎内部も関係する部署それぞれ話し合い、そしてまた関係する機関と、広くそういう協議だとかを持ちながら、ご提言のある、この釣りの制度の仕組みについて考えていきたいなというふうに思います。

●金盛議長 久保議員。

●久保議員 答弁書に戻りますけれども、町長は要請してまいりたいということで、この答弁書、結論付けているのです。先ほどもちょっとお話しましたけれども、過去も要請はしているのです。ご存じだと思うのですが、10月7日付けで、知布泊漁港に看板をかけましたよね。これは斜里町ですよね。なぜ北海道でなかったのですか、そうしたら。

●金盛議長 馬場町長。

●馬場町長 これについては、当然管理者が北海道。その中で、斜里町として、町と、そしてまた利用している漁協。そういう中で、漁業の生産活動における正しい利用の仕方と言うべきかどうかわかりませんが、円滑な利用ができるようなルールを定めてやってまいりましたが、どんどん次の行動が、定めたルールを超えて異常なほどになっているということで、漁港維持運営計画、これの計画上支障があるということで、私と漁協の組合長と協議をした上で、規制をさせていただくことにいたしました。

あくまでお願いベースでありまして、入り口のところで、こういう状況の中でやっておりますので、ご理解をということでさせていただきましたが、私も途中、様子を見にも行きましたけれども、ほとんどの方が、一定のご理解をいただいたというふうに思っています。そういった意味では、守らない人というのは、もともと、きっとそこにはやってこなかったのだろうなというふうに思いますけれども、そうやってやれる部分も限度があるということであくまでお願いベースだということで、これについては、権限のあるところの要請も当然必要になってきますので、そういうお答え方をさせていただきました。

●金盛議長 久保議員。

●久保議員 要請と言っても、正直言って本当に、実効性が伴うのかなと思うものですから、そのいい例が、今回、知布泊の看板だったように思うのです。これ構成員は、振興局

も入っているのですよね、利用調整会議は。でもうちもぎりぎりの接点で、町として出さざるを得ないというのはもう十分理解していますから。だから、答弁書の要請というのは、僕は、余り効果がないのではないのかなと。ぜひ次年度は、要請ではなくてしっかりうちでも調査する。町長答弁にも、ルール化が必要だろうと。ただ、そう簡単ではないはずですから、しっかり次年度予算に調査費を盛り込んでやるかどうか。お答えください。

●金盛議長 馬場町長。

●馬場町長 要請というのはなかなか実効性がないというお話ではありますけれども、だからといって諦めないということも大事だと思いますので、要請は続けていく一方で、独自といいますか、私たちでできる調査も必要ではないかということですが、調査費をつける、つけないというのは、検討の上で判断をしたいというふうに思います。

●金盛議長 久保議員。

●久保議員 それでは2項目め、これは1点だけ。

次期総合計画の策定に、いろいろなWi-Fiといいますか、新しいこのブロードバンドの利用というのは、検討するということなのですか。

公衆Wi-Fi、つまり個人ではなくて公設のWi-Fiやライブカメラ、こういうものを設置して、そして観光利用から不法投棄、災害まで、広く利用できるように、盛り込むべきかなと思いますけれども、その答弁だけで、私の質問を終わります。

●金盛議長 馬場町長。

●馬場町長 本当にあの、せっかく光が通って、これはさらに有効に利用されるという意味では、公衆のWi-Fi整備、この環境があるということは、本当にそれに越したことはないなというふうに思います。

ただこれも財源の中で、どの程度できるかやるべきか。どういう利用をするかということもしっかりと見据えた中で、やらなければならないというふうに思っていますので、その点を考えながら、今後、臨んでいきたいというふうに思います。

●金盛議長 これで、久保議員の一般質問を終結いたします。

午後2時23分

◇ 一般質問（宮内議員） ◇

●金盛議長 次に、宮内議員。

●宮内議員 私は、全ての町民が、安心して斜里町で暮らせる、そういうまちづくりを進めるとの観点から、一般質問をいたします。

まず、福祉灯油への対象拡大についてであります。町長は11月臨時会議において、近隣自治体に先駆けて福祉灯油事業の予算提案を行ったことは、灯油価格高騰の状況で町民生活を守る観点から、時機を得た対応であったと考えますが、所見を伺います。

斜里町の福祉灯油事業は、灯油価格高騰のため、厳寒期における灯油価格の一部を扶助し在宅で生活する・・・。

●金盛議長 宮内議員、マスクをお願いします。

●宮内議員 所得の少ない高齢者、心身障がい者、ひとり親世帯の生活安定に資することを目的に実施するとしていますが、在宅で生活する生活保護世帯をなぜ対象から外すのか、伺います。今からでも遅くはありません。生活保護世帯を対象に加え、事業の充実を図るべきであります。

次に、国保料の就学前児童の人数割、保険料の均等割の徴収廃止について伺います。国は、来年度から就学前児童の国保料の均等割の2分の1減免をする方針を打ち出しました。国に対し、子育て支援の観点から、子どもの均等割廃止を求めるとともに、斜里町の保険料徴収に当たっては、子どもの均等割を廃止する考えはないか伺います。以上です。

●金盛議長 馬場町長。

●馬場町長 宮内議員のご質問にお答えいたします。

まず1項目め、福祉灯油への対象拡大について、のご質問にお答えいたします。

当町では、毎年11月1日を判断基準日として、灯油価格や近隣自治体の状況を踏まえた実施基準で判断しています。特に、今年の灯油価格は113円であり、昨年の79円と比較すると、約43%の価格高騰があったことを踏まえ、事業の早期実施を目指して、11月25日の臨時会議で、予算の可決をいただいたところです。

さらに国では、原油価格高騰に対する取り組み経費に対して、今年度は特別交付税措置が予定されていることを踏まえ、町としても総合的な判断を行い生活保護世帯も対象とするように、既に担当課に指示を出しているところであります。

議員のご質問である、生活保護世帯を対象に含め、年明けの福祉灯油事業に向けて周知広報を行いながら、確実に準備を進めていくことを申し上げ、1項目めの答弁といたします。

次に2項目めの、国保料の就学前児童の均等割の徴収の廃止を、についてお答えいたします。

就学前児童の均等割保険料の軽減については、これまで全国知事会や全国町村長大会の粘り強い運動があり、国の負担割合を引き上げるとともに、対象範囲を拡大することを求めてきたところであります。

町では、国民健康保険施行令等の関連政令の改正に伴い、就学前児童の均等割の2分の1減免が施行されますので、令和4年3月の定例会議に条例改正を提案する予定であります。

また、北海道における保険料の統一化に向けて令和2年度より段階的に見直しを図っており、一般会計からの法定外繰入についても解消を図ったところでありますことから、斜里町独自の、就学前児童の均等割の廃止の考えはないことを申し上げ、宮内議員への答

弁といたします。

●金盛議長 宮内議員。

●宮内議員 再質問をいたします。まず1項目についてでありますけれども、町長答弁のように、11月25日の臨時会議で、福祉灯油の予算提案がなされました。私はもちろんそれに対して賛成はいたしましたけれども、その際に、生活保護世帯も取得の低い世帯であると。だからこの人たちも対象に加えるべきでないかという質疑に対しての答弁は、斜里町としてはそのようには考えていないという答弁だったわけです。

そこで、今回この質問をしているわけでありまして、町長の答弁にあります実施基準というのは、何をもちいて実施基準としているのかについて、まず確認をしたいと思いますが、これは実施基準というのは一体、何なのでしょう。

●金盛議長 馬場町長。

●馬場町長 斜里町として実施基準ですけれども、三つありますが、その全項目において実施基準を満たした場合に、福祉灯油事業を行うということにしております。

その一つは、前年よりも、灯油価格が10%以上となること。二つ目が、灯油価格が110円を超えること。3番目は近隣市町村が福祉灯油を実施している。この三つの要件に当てはまった場合に、斜里町としては福祉灯油事業を行うということにしております。

●金盛議長 宮内議員。

●宮内議員 今三つの基準だということの答弁でありますけれども、例えば他の道内の町村の例を拝見しますと、要綱を定めて、その要綱に基準を設けて、福祉灯油事業を実施するという町村があるわけですが、斜里町においても、要綱を定めていくという必要があるのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

●金盛議長 馬場町長。

●馬場町長 斜里町でも先ほど言った三つの要件がありましたけれども、これは要綱で定めているところでございます。

●金盛議長 宮内議員。

●宮内議員 それでは、その要綱は町民に分かるようになってますか。

●金盛議長 馬場町長。

●馬場町長 ちょっと言葉足らずだったかなと思います。要綱として定めているというのはそのとおりなのですが、あくまでそういう状況が生まれるときに、その都度、要綱を定めて、それに基づいて事業を行っているところでありまして、恒常的にこの要綱が存在しているということではありません。

●金盛議長 宮内議員。

●宮内議員 今の答弁ですと、やはり恣意的に、その状況に応じて恣意的に判断するというのが、そういう余地が残されていると思うのです。この要綱を定めることによって、三つの基準でも、役場がその事業を実施するに当たっては、こういう条件のもとで実施し

ますよということが明らかになるわけであって、そしてその要綱は、他の要綱については例規集の中に表示されているのです。しかし、この福祉灯油事業に関わる要綱というのは、ホームページの例規集の中にも記載されていませんし、町民には周知されるような状況になっていないわけです。

だからそれを、町民が分かるような措置をとるべきではないかというふうに考えますけれども、いかがですか。

●金盛議長 馬場町長。

●馬場町長 恣意的にというお話がありましたが、恣意的にする、しない、勝手にやるというように聞こえますけれども、決してそうではなくて、今まで、この内容でずっとやっておりますから、そこが大きく変わっていることではございません。

ですから、基本にのっとして都度やっていく。それは北海道においても同じような考え方でやっているとのことですので、私どももその都度、要綱を定めながらやっていっているということでございます。

●金盛議長 宮内議員。

●宮内議員 基本にのっとしてやるのであれば、要綱を定めて、その要綱にのっとしてやるというのを基本に定めて、事業を実施するということではないでしょうか。それから、今回の答弁の中で11月25日には、生活保護世帯が対象とする考えはないとしたわけですが、今回は対象とするというのは、基本にのっとしていっているという基本が、いかにも恣意的だというふうに言わざるを得ないわけです。だから、要綱を定めるべきではないかということが私の質問です。

●金盛議長 馬場町長。

●馬場町長 恣意的という言葉の意味はすごく私は、使いたくない言葉です。意図的に悪いことするような、そんなイメージを私は受ける言葉ですから、あえて使いたくありませんし、そんなことをしているとは思いません。

ただ、状況に応じて総合的に判断をしていくということが、常に行政は求められておりますから、そういう中で、今回当初は、11月25日時点では対象としていなかった。そうお答えもしましたけれども、さまざまな状況の変化、そういったものを鑑み、そしてまた、今年の例で言いますと、もともと値上がり幅が143%という大きな幅もあったということも鑑みて、今回、生活保護世帯も対象にすることにしたところでございます。

●金盛議長 宮内議員。

●宮内議員 いや私は、しっかりした基準を文章化することが、基準を定めるという、明らかにすることだから要綱を定めるべきではないかと申し上げているのです。決して町長が悪いことをしたとは言っていないではないですか。他町村に先駆けて、この予算提案をしたことは、時期にかなったものであるというふうに私は考えています。それは、だからいいことをやっているというふうに考えますけれども、基準を明確にしていくべき

ではないかということなのです。

例えば、これはある町の例なのですけれども、生活保護法による保護を受けている世帯というの、要綱を定めて対象者としてうたっているわけです。このようにしておけば、1回1回基準を変えなくても、初めから対象者とするということになるわけです。今回、斜里町が生活保護世帯を加えるということは、国の特別交付税措置が予定されていることを踏まえて、総合的に判断したというふうに答弁されましたけれども、この特別交付税措置というのはいつから、国は措置するというふうにしたのでしょうか。

●金盛議長 馬場町長。

●馬場町長 特別交付税措置、これを踏まえてという補填をさせていただきました。この通知が来たのは、はっきりちょっと今、日付はわかりませんが、12月の頭でなかったかなということで、いずれにしても11月臨時会議の後ということでございます。

●金盛議長 宮内議員。

●宮内議員 それは、全額を特別交付税措置するという通知なわけですか。

●金盛議長 高橋民生部長。

●高橋民生部長 こちらのほうの通知の部分で、特交措置を国のほうで考えたいという部分で通知は来ているところですが、具体的なスキームについては、まだ通知がないところです。

過去の部分でいきますと、平成26年度に同じく原油価格高騰ということで、特別交付税措置がされております。このときにつきましては2分の1の交付税措置がされていたというところでございます。

●金盛議長 宮内議員。

●宮内議員 私が持っている資料では、平成12年12月26日付けの事務連絡として、厚生労働省の社会援護局の保健課保護係長から、各都道府県の民生部所管の生活保護担当課に対して、地方公共団体が実施する、灯油購入費助成の生活保護法上の取扱いについてという、そういう事務連絡がありまして、特別交付税生活保護世帯に、この福祉灯油を実施する場合には、2分の1の特別交付税措置を行うという事務連絡が平成19年に既にあるわけです。決して26年ではないのです。以前からこれはあるということなのです。

●金盛議長 宮内議員、論点を明確にいただけますか。事務処理上の問題だと思いますが。

●宮内議員 答弁に、今回、特別交付税の措置を行うという国の方針が示されたことで、生活保護世帯に、この福祉灯油を実施するという答弁がされているわけです。ではその通知というのは、いつ来ているのかということについて確認をしているところです。

●金盛議長 北副町長。

●北副町長 宮内議員のおっしゃったのは平成19年12月26日付けの、今おっしゃった、保護課保護係長から、都道府県の生活保護担当係長あての事務連絡のことをおっしゃ

っているかというふうに思いますけれども、これについては、生活保護法による保護の実施要領についてということで、支給対象者月8千円以内について収入認定しないということを知したということでございまして、斜里町のこの対応という部分については、ここを根拠として、福祉灯油を支給しているわけではなくて、収入認定がされるか否かで、斜里町のこの部分は判断しているわけではないということです。先ほどの、ましてや特交措置と、これを結びつけて判断しているものではないということは明確にしておきたいと思ひます。

●金盛議長 宮内議員。

●宮内議員 私はその実施することに対して、けしからんと言っているわけではないのです。確認させてもらいますけれども、それは大いに結構だと。しかしもう少し対象範囲を広げて、住民が安心して斜里町で暮らすことができるようなまちづくりを目指そうではないかという観点から質問しているということ、冒頭申し上げたわけです。

では副町長、今私が言いました事務連絡が、8千円を超えない範囲であれば収入認定しないという通知なのだという答弁だったと思ひますけれども、国会において、国が特別交付税措置を行うという意思表示を行っているのは、平成26年からですか。それ以前にはないのですか。

●金盛議長 北副町長。

●北副町長 平成26年というのが何を言っているのか、私はわかりませんが、先ほどの平成19年の事務連絡に基づいて、同じときですけれども国会質疑がございました。これは当時の舛添厚生大臣、さらには増田総務大臣、そして福田首相という形で答弁に至ったわけでござい思ひますが、福祉灯油の対象については、総じて各地方自治体の地域の状況から判断されることという部分で答弁した内容でござい思ひますので、そのように受け取っております。平成26年のことというのは何を言っているのか、私はちょっとわかりません。

●金盛議長 宮内議員。

●宮内議員 何を言っているのかわからないとは、先ほど民生部長が、平成26年の事務連絡があったという答弁をしていたではないですか。何を言っているのですか、一体。

●金盛議長 北副町長。

●北副町長 それは、特別交付税措置という部分は、毎年そのような部分で規定されるわけですか。いいですか。26年のときに、そうした例があったということを知っているのだから、今年はこの部分で、なぜ特別交付税措置をしているかということ、国が原油高騰対策ということで、特別交付税措置をしたということでありまして、これの対応をしますけれども、まだ、こちらのほうには、どれだけ措置がされるかという部分については明確に、通知は来ていない状況にござい思ひます。

ただし、この部分をよりどころとしてうちは判断したという部分であります。ですから

今回は、生活保護世帯について、収入認定がされるか否かで判断しているわけではなくて、あくまでも、高騰の灯油価格が43%にも上がったということ。それと、幾らになるかわからないけれども、特別交付税措置として、国の原油高騰対策として見られることが事実となったという判断のもとに、今回は対象に含めたいと。またその旨、令和3年度のこの要綱の中には、そのように規定したいということで、正月明けから対象者に案内したいということを行っているということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

●金盛議長 宮内議員。

●宮内議員 平成26年度にも交付税措置をするという連絡があったけれども、改めて令和3年度においては、特別交付税措置についての意向が示されたということで、それを総合的に判断して実施するということですね。いやそれは大いに結構です。

今、副町長が答弁されていた増田総務大臣が答弁されたことや、当時の福田総理大臣が答弁されたことについて、これは一番身近な自治体が判断して、福祉灯油の事業実施については、一番身近な地方自治体が判断することが、あるべき姿なのだという趣旨の答弁をしていますね。このときに、要する経費の2分の1を特別交付税で支援するというのもこのときに一緒に答えているのです。だから、特別交付税措置というのは今年初めての話ではなくて、以前から地方公共団体が自主的に判断をして事業を実施すれば、対象とするということをしてきたわけです。だから今年始まる、改めて始まる話ではないのだということを、ぜひ、踏まえていただきたいと思うのです。

だから今後、一番肝心なことは、やはり町の自主的な事業として実施する。それにあたって要綱を定めて、その要綱に基づいて判断をしていくというのが、開かれた町政のあるべき姿ではないかと思えますけれども、改めていかがですか。

●金盛議長 北副町長。

●北副町長 要綱を定めて事業を実施していく。これは当然、望まれる姿だというふうに思います。ただそれは26年のときは26年の中で、要綱を定めて実施してきている。例えば、昨年の部分も令和2年度であれば令和2年度として要綱を定めて実施してきている。これで何も問題はない部分だと思いますし、そのときの状況判断、これは先ほども国会答弁でありましたとおり、各自治体が地域の事情を勘案して実施すること。これでいいと思っております。必ずしも、生活保護世帯を対象にしていかなければならない。そういうことを、要綱上載せるということではないかと思えます。

●金盛議長 宮内議員。

●宮内議員 その条項を見定める必要があるのではないかというのはなぜかという、対象者をどうするかということなのです。今、副町長が生活保護世帯を必ずしも対象とすることではないと答弁をされましたけれども、誰を対象とするかというときには、1回1回、対象者が違うというのでは、これはちょっと、恣意的とそれこそ恣意的と受け止められかねないのではないかということです。だから、共通する要綱は定めるべきなのです。

●金盛議長 高橋民生部長。

●高橋民生部長 生活保護の制度的な部分もありますので、私の方から若干補足をさせていただきたいと思います。

生活保護につきましては、斜里町でいくとケースワーカーは、振興局のほうで担当しているところがございますけれども、在宅の部分の冬季加算という部分が生活保護を認定する分で定められておりますけれども、こちらのほうも、5年に一度、少なからず改正をされてくるところです。直近では、令和元年の10月1日に見直しをされております。

この暖房の冬季加算の部分につきましては、毎年数値のほうが見直しされている状況ではありませんので、そういう部分では複数年にわたっての部分の一定のルールに基づいて国のほうから示されているという形になっております。この福祉灯油の部分の基準につきましても、斜里町部分は1万円ということで昔からの部分で進めさせていただいておりますが、町村によっては5千円であったり、また基準においても、斜里町でいくと住民税非課税という部分の基準を持っていますけれども、隣町では年収120万円以下という部分でさらに限定をしたり、当然各町村、基準をどこに持つかというのはさまざまですし、また、福祉灯油事業を今年度は、全道で150ぐらいの自治体のほうが取り組みをしたいという部分のアンケート調査結果が出ておりますけれども、前年度の部分でいくと本当に50億円ちょっと超えるぐらいかなという部分で、制度として北海道の地域づくり総合交付金という部分の補助メニューがあるところですが、こちらのほうでも、生活保護については除外をするという基準があるところから、生活保護を該当させている自治体というのは少数というのが、この福祉灯油に取り組んでいる実態でございます。

そういう部分で町として、今回、繰り返しになりますけれども、非常事態という部分で灯油価格が高騰しているという部分を総合的に判断して、今回は、生活保護の部分も含めて支給のほうを進めたいということで、今、準備をしているところでございます。ご理解のほう、よろしく願いいたします。

●金盛議長 宮内議員。

●宮内議員 冬季加算などについての答弁がありましたけれども、これについては、実は質問がありますけれども、質問を深めてはいきません。あくまでも冬季加算というのは、寒冷地における費用が、冬の間は暖房費などが高騰し、暖房費などを要するために加算されるものであって、灯油価格高騰というのは直接関係ないということですね。だから、値上がり大きいから今回実施するということであらましようけれども。ぜひ早期に、所得の低い方に対して、安心して冬を、温かい冬を過ごせるようにするために、この福祉灯油事業の円滑な推進を図っていただきたいと思います。

次に移ります。国保料の均等割でありますけれども、今、特にコロナ禍におけるさまざまな生活困窮が起きている、全国的に。そういう中で、子育て支援に関わるさまざまな措置が予算化されたり、事業が実施されています。そういうものを考えると、子育て支援と

いう観点から考えると、やはり国保料の徴収にあたって、子どもの頭数に応じて保険料を徴収するというのは、私はいかがなものかと思うのですが、町長は、当たり前だというふうにお考えですか。

●金盛議長 馬場町長。

●馬場町長 当たり前かどうかという判断は、なかなか言い難いですが、少なくとも、国保に加入している皆さんの健康を維持するために、この国保料全体で助け合いながら、医療費の負担を軽減する。そのためにあるわけですから、そのときに子どもをカウントする、しないとすれば当然それは、残った大人でみるだとか、そういうことに、基本的にはなっていくというふうに思います。国の出す部分、それから被保険者が負担する部分、そういうのは当然のごとく、トータルで考えていくものだと、私は思っています。

●金盛議長 宮内議員。

●宮内議員 国保料というのは他の健康保険の保険料と比べますと、随分負担率が高いわけですね。これの是正が必要だというのは、もう数十年来言われ続けている課題であると思います。そういう中で、子どもの、要するに誕生したすぐの子どもに対しても付加するという制度ですからね、これは。それはやはりやめていくべきではないというのが、私の意見なのですが。

それではほかの、そうでなくても、賦課割合が高い、保険料の負担割合が高い国保料を、他の被保険者に求めるというのではなくて、基本的には、国に対して子育て支援の観点から、この均等割というのは、ぜひやめてくれということを要請し続けるということが基本になるかと思いますが、やはり私は。同時に、町としても当面の間は、そのために、一般会計からの持ち出しも含めた対応を考えるべきではないかというのは私の質問でありますけれども、いかがでしょうか。

●金盛議長 馬場町長。

●馬場町長 まさに、これは仕組みの問題でありまして、どこがどのように負担をしていくかということです。宮内議員がおっしゃったように、国に対しては引き続き要請をし続けるべきだと。ほかの被保険者に負担増にならないようにということで、そこは理解を、もちろんいたします。

その一方で、それがかなわないうちは、町が出せというお話ですが、町がと言いますが、北海道一元の保険料に統一化して、さらに途上です、今は。これをしっかりやっていく以上、斜里町だけということにはならないということは、ずっと言い続けているのですが、ご理解いただけないでしょうか。

●金盛議長 宮内議員。

●宮内議員 そこを、国が明確な、先ほどの福祉灯油に対する対応についても国が明確に予算づけをしたというわけではないのだけれども、斜里町としては総合的に判断をして実施するということを決めたと。そういう自立的な考え方に立って、対応すべきではないか

と思うのですけれどもいかがでしょうか。

●金盛議長 馬場町長。

●馬場町長 先ほどの、福祉灯油と一緒にすることではないと思います。先ほど特交の措置があるというような通知が来ているので、それも踏まえて総合的な判断というようにお話ししたように、やはり一定の、それに手当てをするものがあるということが片方にあるということです。

今、この国保料の就学前児童に対して出せというのは、一般会計から持ってくるということですから、これは同じというふうには私はとれないと思います。そういった意味で、さまざまトータルに考えていかなければいけないし、仕組みとして、仕組みを尊重しながら、やっていかざるを得ないと私は思っております。

●金盛議長 宮内議員。

●宮内議員 一般会計から持ってきて、そちらに回せということにならざるを得ないような答弁ですけれども、平成2年度の斜里町の各会計を合計した実質収支というのは、3億4200万円が余っているわけです。さまざまな要件はありますよ。コロナにおける事業実施が出来なかつただとか、さまざまな要件はあろうかと思っておりますけれども、実質収支は、正確に言うと3億4198万3千円の実質収支の余剰があるわけです。

この一部を使えば、例えば就学前の児童の半数の2分の1の均等割負担を、斜里町として賄うことができるのではないかということなのです。いかがですか。

●金盛議長 馬場町長。

●馬場町長 繰り返しにはなりますけれども、令和2年だと思っておりますけれども、令和2年度の実質収支で3億円余り、余っているという表現ですけれども、それを単純にしていくというものとはまた違うというふうには私は思っておりますので、あくまで仕組みの中で、どうやりくりをするか、それが大事な部分だろうというふうには私は思っております。

●金盛議長 宮内議員。

●宮内議員 わかりました。納得したという意味ではなくて答弁についてはわかりました。私は、斜里町の財政が、危機的な状況にあるのだということを、町民にアクションプランで示した結果を、令和2年度には今申し上げたように、3億4200万円の実質収支黒字が出たという状況にあるのだということなのです。それらの財源も使いながら、私は誰もが安心できる、安心して暮らすことができる斜里町を目指した取り組みを、やはり考えるべきだという意見を申し上げて、質問を終わります。

●金盛議長 馬場町長。

●馬場町長 アクションプランを示しながら、町民の皆さんのご協力を得て、令和2年度は、3億円余りの繰り越しをすることが出来ました。これは、昨年のアクションプランの段階で示しているシミュレーション、そのとおりにならないようにどう努力するか、ここにかかっていたわけです。その結果として、私たち行政としても、もちろん努力しまし

たし、町民の皆さんにさまざまな努力をお願いしました。その結果でありまして、結果こう出たから、それをどんどん使えばいいという、そういう代物ではないなというふうに思っています。

今後も財調が、しっかり一定程度確保しながら、安定した財政運営ができるということが、まさに町民の幸せにつながっていくことと思いますので、たまたま令和2年が、努力の結果として出たからと言いながら、それを、何かがあればどんどん使えばいいのしょうということには、私はなりかねるというふうに思っておりますので、今後も引き続き、皆様のご協力も得ながら、安心できる、安心して過ごせる、そういう斜里町づくりに努力をしてまいりたいというふうに思います。

●金盛議長 これで、宮内議員の一般質問を終結いたします。以上で一般質問を終結いたします。

◇ 散会宣言 ◇

●金盛議長 本日は、これもちまして散会といたします。

午後3時06分

以上のとおり会議の次第を記録し、これを証するため署名する。

令和 年 月 日

斜里町議会議長

署名議員

斜里町議会議員

斜里町議会議員